

令和3年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年9月2日から令和3年9月14日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年9月2日 午前10時20分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五十嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀四郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時20分）

なお、両新聞社より、写真撮影の申し出があり、会津坂下町議会傍聴規則第8条の規定により、これを特に許可しております。

また、携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにするなど、音が出ないようにお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、13番、青木美貴子君、1番、目黒克博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日9月2日から9月14日までの13日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月14日までの13日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告6件を提出いたします。

まず、議長報告第16号「会津坂下町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施報告について」であります。

朗読・説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

次に、町長から報告 3 件の提出がありました。

議長報告第 17 号「会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告について」、議長報告第 18 号「株式会社会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」、議長報告第 19 号「株式会社湯川・会津坂下経営状況の報告について」であります。

朗読を省略して、順次、内容の説明を求めます。

議長報告第 17 号から第 19 号について、説明願います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

私からは、まずはじめに議長報告第 17 号、町長報告第 12 号「会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告」について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度「会津若松地方土地開発公社の経営状況及び清算結了」につきまして、会津若松地方土地開発公社理事長から報告がありましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告するものであります。

令和 2 年度「会津若松地方土地開発公社清算」につきましては、別冊にございますが、これは構成団体 10 団体の合計となっておりますので、別刷りの参考資料「令和 2 年度会津若松地方土地開発公社会津坂下事務所事業決算」についてご説明申し上げます。

まず、1 の収支決算であります。 (1) の収入につきましては、令和元年度からの繰越金が 27 万 4,507 円、受取元金が 0 円、受取利息が 1 円でありました。令和 2 年度におきましても動きがなかったことにより、利息のみで合計 27 万 4,508 円の収入となりました。

次に、(2) の支出につきましては、土地開発公社による事業を行っておりませんので、支払元金、及び支払利息が 0 円で、その他の支出として会津若松地方土地開発公社の解散に伴います準備金の返還金として 27 万 4,508 円となっております。

よって、(3) の収支差引残金は、0 円となります。

次に、2 の財産目録であります。令和 2 年 12 月 28 日現在の内容であります。

まず、(1) の現金預金につきましては、町へ返還したため 0 円であります。

次に、(2) の資本金につきましては、基本財産として出資金が 90 万円であります。

(3) の未収金、及び (4) の借入金につきましては、0 円となっております。

なお、土地開発公社の解散に伴い、出資金の 90 万円も返還されております。

次に、別紙の「会津若松地方土地開発公社清算書」をご覧ください。

清算書 13 ページの会津若松地方土地開発公社剰余金計算書の 1 の残余財産は、出資金の 1,000 万円と準備金 44 万 6,493 円で、合計 1,044 万 6,493 円であります。これを 2 にあるとおり、各設立団体へ分配するものであり、会津坂下町は 90 万円の出資金に 4

万 184 円の準備金の合計 94 万 184 円を残余財産の処分として返還を受けることとなります。この残余財産の処分をもって、令和 3 年 5 月 27 日に清算終了したことをご報告いたします。

以上、報告といたします。

次に、議長報告第 18 号、町長報告第 13 号「株式会社会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

町が出資している法人「株式会社 会津ばんげ公共サービス」の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告するものであります。

資料、第 28 期 株式会社 会津ばんげ公共サービス営業報告書及び決算書についてご説明申し上げます。

まず 1 ページをご覧ください。第 28 期の営業概況報告について説明申し上げます。

第 28 期は、「糸桜里の湯ばんげ」、「春日八郎・おもいで館」において、新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出と都道府県をまたぐ移動の自粛要請により、臨時休館等が行われ、会社全体の経営に大きく影響いたしました。

次に、施設管理運営業務について申し上げます。

主要施設である「糸桜里の湯ばんげ」は、指定管理料 5,311 万 9 千円と、温泉利用料等 4,201 万 9 千円を以って、管理・運営をしまっておりまいます。社員一丸となり各種の事業展開による利用者の確保と顧客満足度の向上に努めてまいりましたが、入館者数は対前年度 2 万 4,689 人の減の 7 万 4,152 人となりましたが、会津坂下町生活支援事業で全戸に配布しました温泉券の 1,133 万円と休業補償 380 万円により、151 万 1 千円の増となっております。

その他の施設の概況と実績につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

2 ページ、3 ページをご覧ください。独自収益事業の内容と実績、及び収益状況について記載されております。各施設の内容については、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

会社の収入状況につきましては「第 28 期株式会社会津ばんげ公共サービス決算附属資料」の 1 ページをご覧ください。

収支決算書、総括書のとおり、町の指定管理収入と利用料収入さらに会社独自の事業収入、そして受取利息や雑収入を加え、第 28 期収入額は 1 億 8,862 万円となりました。

これに対して経費は、商品の仕入れや施設管理費、人件費等の一般管理費の合計が 1 億 8,668 万 6 千円となり第 28 期の支出差し引きは 193 万 4 千円となっております。

ここに、第 27 期の繰越利益剰余金 1,525 万 5 千円を加えた 1,718 万 9 千円が第 28 期の繰越利益剰余金となっております。

次に、営業報告書及び決算書の 5 ページをご覧ください。

2 の経営経過報告書であります。5 ページには、会社総務部門に関する会議等の開催内容を、6 ページから 8 ページは、施設管理及び収益事業部門に関する事業の報告を記載してございます。

続きまして、9 ページをご覧ください。当社が指定管理者として受託管理している施設及び委託を受けている施設の町担当課・担当班を記載してございます。

次に、10 ページ、11 ページには、会社の概要報告であります。

次に、決算報告書であります。決算報告書の1 ページをご覧ください。令和3年3月31日現在の、貸借対照表であります。

まず、資産の計が、4,973 万 4,165 円であります。負債の計が、1,367 万 9,353 円であります。

2 ページをご覧ください。純資産の部ですが、純資産の合計が 3,605 万 4,812 円であり負債純資産の合計は 4,973 万 4,165 円となりました。

3 ページをご覧ください。損益計算書であります。

続きまして、4 ページをご覧ください。税引前の当期純利益が 627 万 1,006 円であり、法人税等が 18 万 5 千円でありますので当期純利益が 608 万 6,006 円となりました。

5 ページは受託事業報告書、6 ページは株主資本等変動計算書であります。

ここでは、株式資本の内訳を記載しており、当期純利益の 608 万 6,006 円を加え、利益剰余金の当期末残高が 1,205 万 4,812 円となりました。

7 ページには、監査報告書であり、8 ページは、当社の納税額一覧表でございます。

以上、説明を申し上げ、報告といたします。

続きまして、議長報告第 19 号、町長報告第 14 号であります。「株式会社 湯川・会津坂下経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

町が出資している法人、「株式会社 湯川・会津坂下」の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するものであります。

資料、「株式会社湯川・会津坂下 第 8 期 決算報告書」について、ご説明申し上げます。

はじめに、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの第 8 期 決算報告書の 3 ページから 4 ページ、損益計算書をご覧ください。

1 の純売上高につきましては、物産売上は対前年度費 1,969 万 8,833 円減の 1 億 6,199 万 5,397 円であります。農産物売上は対前年度 1,656 万 9,285 円増の 2 億 9,431 万 1,359 円。レストラン売上は対前年度 1,429 万 2,290 円減の 2,929 万 6,078 円。テナント手数料及び共益費等を加え、総額は対前年度 7,356 万 6,313 円減の 5 億 1,866 万 5,292 円の売り上げとなりました。

2 の売上原価につきましては、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高まで、合計 3 億 7,833 万 7,887 円となり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、対前年度 2,807 万 5,038 円減の 1 億 4,032 万 7,405 円となりました。

3 の販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬から 4 ページの雑費までの合計 1 億 4,010 万 134 円となり、売上総利益から差し引きますと、22 万 7,271 円の営業利益となりました。コロナ禍により、対前年度 1,258 万 1,768 円利益が減少してございます。

4 の営業外収益につきましては、受け取り利息、物産会費収入、雑収入で 559 万 278 円となり、5 の営業外費用の雑損失 3 万 3,159 円を差し引いた、経常利益が 578 万 4,390

円となったものでございます。

6 の特別利益の 3 万 2 千円を加え、法人税・住民税及び事業税の 106 万 3,600 円を差し引きますと、当期純利益が 475 万 2,789 円となり、第 7 期決算と比較し 506 万 2,015 円の純利益の減となったものでございます。

戻りまして、1、2 ページ、貸借対照表をご覧ください。

令和 3 年 3 月 31 日現在の会社の経営状態を、貸借対照表によりご説明いたします。

はじめに純資産の部ですが、1 の流動資産の現金・預金から貸倒し引当金までの流動資産合計、1 億 431 万 8,445 円。2 の固定資産、1 の有形固定資産から 3 の投資その他の資産までの固定資産合計 148 万 9,745 円。3 の繰り延べ資産 19 万 8 千円で、資産合計が 1 億 600 万 6,190 円であります。

次に、2 ページをご覧ください。負債の部ですが、1 の流動負債の買掛金から未払い消費税等までの流動負債合計 3,608 万 5,327 円。2 の固定負債 60 万円。負債合計 3,668 万 5,327 円であります。

純資産の部ですが、1 の資本金 4,450 万円、別途積立金が 800 万円、第 76 期までの繰越利益剰余金を加えた利益剰余金が合計 2,482 万 863 円。資本金を加えた純資産合計が 6,932 万 863 円、負債・純資産合計が 1 億 600 万 6,190 円となりました。

5 ページに、株式資本等変動計算書、6 ページに個別注記表、7 ページに監査報告が記載されておりますので、ご確認をお願いします。

以上、説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

次に、議長報告第 20 号、例月出納検査の結果報告について、及び議長報告第 21 号、諸般の報告（第 3 号）についてであります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、改めておはようございます。

本日ここに、令和 3 年第 3 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼を申し上げます。

さて、この機会に、当面する町行政の諸課題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

昨年1月に初めて日本国内で新型コロナウイルス感染症が確認されてから1年8ヵ月近くが経過しておりますが、国内においては、ウイルスの変異も重なり1日の感染者数が2万人を超える日が続くなど、いまだ終息の見通しが難しい状況にあります。

町内におきましても8月に3件のクラスターが発生しました。関係機関での詳細な調査のもと対応が進められ、町といたしましても、万全の体制で感染拡大防止に努めております。

感染者数を完全にゼロにすることは不可能であると考えられますが、感染拡大防止、重症化防止の観点からもワクチン接種は最も有効な手段であると考えております。このワクチン接種を希望する町民の皆様すべてに受けていただくことによって、以前の生活に少しでも近づくものと考えております。

このような状況の中、東京オリンピック2020、東京パラリンピック2020は、無観客という史上初の特別な条件のもとで開催されました。異例な状況下にあっても出場されました選手の皆様の全力で競い合うその姿には、勇気と感動をいただきました。あらためて日頃のご努力に敬意を表すものであります。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の状況」について申し上げます。

本町におきましては、町内の六つの医療機関の協力を得て5月よりワクチン接種を始めてまいりました。65歳以上の町民の方々につきましては、8月24日現在、高齢者の88.02%の方が2回目の接種を完了しております。6月30日からは65歳未満の町民の方々へも順次接種券を発送し、8月23日現在で該当する全ての町民の方々へ接種券の発送を終了しております。12歳未満を除く町民全体の接種率を見ますと、8月24日現在、1回目完了が54.97%、2回目完了が44.16%となっておりますので、引き続き希望する町民の方全てが一日でも早くワクチン接種が受けられるよう取り組んでまいります。

次に、町政を担うリーダーとしての情報発信について申し上げます。

町の施策や私を含む町職員に対する町民からのご意見や評価等をしっかりと受け止め、政策に活かしていくため、私の考えや町の施策、情報等をわかりやすく町民に伝えることが町長としての責務であると認識しております。

具体的な取り組みといたしましては、既にご覧いただいているかと思いますが、広報あいづばんげの新コーナーである「庄平のどろんこ日記」では、町民の先頭に立ちまちづくりに取り組む姿をお伝えいたします。フェイスブック及びツイッターには、町の情報等を私自身がお伝えする「今週のしょうへい」を動画で配信いたします。

これからも多くの方に興味を持っていただけるよう趣向を凝らし、年代や性別を問わずご覧いただけるよう情報発信してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、長井橋の橋梁修繕工事、中新橋外11橋の道路橋梁定期点検、及び発注を終えたステーションばんげ南公園跨線橋の橋梁補修設計を進め、8月に工事着手した町営古町川尻団地1号棟の給水設備等改修工事とともに、年度内完成を目指し進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下羽林線の整備に向けて1戸1棟の家屋移転、及び都市計画道路坂下喜多方線の整備に向けて3戸8棟の家屋移転を進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

坂下中央処理区におきましては、茶屋町地内の97mの管渠埋設工事が既に着手済みであり、10月下旬の完成に向けて進めてまいります。計画しております坂下西・坂下東・坂下中央処理区の管渠埋設工事につきましても、年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

国道改良工事に伴う配水管布設工事及び勝方地内の県道改良工事に伴う配水管布設替工事については、既に着手済みであります。計画しております下水道管渠埋設工事に伴う配水管布設替工事等と併せ、いずれの工事も年度内完成に向けて進めてまいります。また、施設や設備等の更新や修繕についても、順次進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

本年の水稻の生育状況及び農畜産物の価格動向につきましては、年度当初から、日照不足や低温による影響が懸念されたところではありますが、7月中旬以降に高温や好天が続いたことから、生育状況は順調であり、今年産米の作況指数も102の「やや良」と予想されております。今後は、前線や台風による被害が出やすい時期になりますので、引き続き気象状況や関係機関の出す情報等を注視しながら、注意喚起と被害発生時の迅速な対応に努めるとともに、浸水被害を軽減するために有効な手段としての多面的支払交付金事業による田んぼダムについても各組織へ意向調査を踏まえながら河川上流域を含めた広域での連携した取り組みを検討してまいります。

また、本年産米につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要減少に伴い、早い時期から米価への影響が懸念されていたところであります。

本町においては、農家所得の確保を最優先課題に位置付け、水稻作付けによる需給調整に取り組むことを大きな柱としております。農家にとって転換に係るコストが最小限で、国の交付金制度をフル活用し主食用米作付と同等の収入が確実に見込めるという点から、飼料用米への転換を推進してきたところであり、7月末現在で約160haの実施面積となっております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況の中で、外食産業を中心とした需要回復は見込めず、民間在庫が未だ拡大していることから、今後の米価に係る動向を特に注視し適切な対応を図ってまいります。

さらに、主食用米以外の農畜産物においても、感染症拡大の影響を大きく受け、市場価格の低迷や売上減少が発生していることから、今後も農業者が前向きに農業経営を継続できるよう、国県支援事業等の情報収集に努め、次期作支援に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策事業につきましては、ツキノワグマやイノシシ等の出没件数、農作物の被害件数ともに昨年度と同数程度で推移しておりますが、中でもイノシシによる被害が増加傾向にあります。今後、果物の収穫が本格化する時期を迎え、特にツキノワ

グマによる食害や樹木被害が懸念されることから、目撃情報等に基づく調査を迅速に行い、鳥獣被害対策実施隊との連携をさらに強化し、捕獲罠設置による駆除に取り組み、人的被害の未然防止と農作物被害の拡大抑制に努めてまいります。

さらに、電気柵による防除対策においては、行政区単位での大規模な設置や町の独自支援を活用した設置が進んでおり、農地等への鳥獣出没抑制の有効性が実証されつつあります。今後も、県支援事業を活用した集落ぐるみの電気柵設置を主体として推進するとともに、行政区間、市町村間の連携、調整を強化し、広域での有害鳥獣対策に取り組んでまいります。

次に、商工業及び観光行政について申し上げます。

はじめに、商工業行政におきましては、雇用促進協議会主催による合同企業説明会及び企業現地見学会を実施いたしました。昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け中止となりましたが、今年度は感染防止対策を徹底しながら、説明会及び現地見学会あわせて述べ 11 社、107 名の参加があり、町内企業と就職を希望する高校生等のそれぞれの理解につながったものと考えております。

また、その後の新型コロナウイルス感染症の急速な再拡大に伴い、5 月に引き続き 8 月にも全県的な非常事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や飲食業の時短営業等が要請されたことから、本町においてもこの要請に従い、町内飲食業者を巡回し、時短営業への協力の啓発活動を実施いたしました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「ばんげ応援商品券」につきましては、全世帯への配布をおおむね完了しております。

次に、観光行政につきましては、昨年度からの繰り越し事業となっておりました立木観音トイレ整備工事が完了し、7 月 1 日より供用を開始したところであります。

また、非常事態宣言が断続的に発出される中、狭間となった 7 月には、東北デスティネーションキャンペーンとして毎週日曜日に立木観音と上宇内薬師において、観光ボランティアによるおもてなしを実施し、あわせて 330 名を超えるお客様にお越しいただきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の急速な再拡大を受け、坂下秋祭りにおいては、神事のみの実施とするとともに、新そば祭りにおいても、農村環境改善センターでの開催を中止し、そばプレミアムチケット販売による町内飲食店の周遊を柱とした代替事業に取り組んでいくことが実行委員会で決定されたところであります。

このようにイベント等の開催が制限される状況ではありますが、インスタグラムやフェイスブックを通じて本町の魅力を発信し、コロナ終息後に来町していただけるよう、取り組みを継続してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防対策に係る、児童生徒の安全安心対策の一環である、教職員・保育士等のワクチンの優先接種につきましては、医療機関の協力をいただきながら、希望する小中学校の教職員や、民間事業者を含む幼稚園・保育所の保育士等に対し、夏季休業期間を利用して接種を行いました。引き続き、感染症対策を徹底し、感染

リスクの低減を図ってまいります。

通学路における安全の確保につきましては、毎年、国県機関・保護者等の協力による合同点検を実施しております。本年度は、例年より日程を早めて 7 月 26 日に実施いたしました。

この点検作業は、各学校や地区から収集した危険箇所を、実際に現場に赴き、箇所ごとに道路整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など、その場にあった具体的な実施メニューを検討いたしました。

先般、千葉県においては痛ましい事故が発生しましたことはご承知のことと思います。このことから、通学路における交通安全を一層確実にしていくことが重要でありますので、今後とも関係機関との連携により安全対策を講じてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

保育施設の新型コロナウイルス感染症予防対策として実施します保育対策総合支援事業は、国 2 分の 1、町 2 分の 1 の負担により実施するものであり、ばんげ保育所での対策費に充当するほか、今回の補正予算に町内の小規模保育施設 3 ヲ所に対する補助金として、90 万円を計上いたしました。

また、低所得の子育て世帯に対する生活支援を目的として国が支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」のうち、町が実施する低所得のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への支援については、申請の必要がない住民税が非課税の方に対し、8 月 6 日に対象件数 42 件、児童数 84 名、420 万円を支給いたしました。引き続き申請が必要な新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者等への支給を進めてまいります。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが予想されますが、子育て世帯への支援とともに、感染防止対策を徹底し、子どもたちが安全に活動できるよう努めてまいります。

次に、本定例会は令和 2 年度一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算の承認を賜ることとなっております。

私から特に、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入合計 94 億 1,879 万 2,894 円、歳出合計 89 億 6,359 万 8,313 円で、歳入歳出差引額 4 億 5,519 万 4,581 円となりました。前年度と比較し、歳入では 20 億 2,402 万 3 千円の増、歳出では 18 億 5,117 万 2 千円の増となりました。歳入における増減の主なものとして、町税では町民税個人分は 970 万 4 千円の増、固定資産税は 2,026 万 6 千円の増、軽自動車税は 140 万 1 千円の増となりました。

次に、普通交付税につきましては 1 億 7,012 万 8 千円の増、特別交付税は 2,205 万 2 千円の減、震災復興特別交付税は 1,329 万 3 千円の増となり、地方交付税全体では 1 億 6,136 万 9 千円の増となりました。

次に、国庫支出金につきましては、19 億 6,843 万 2 千円増の 24 億 8,247 万 4 千円となりました。主な要因は、特別定額給付金給付事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、公立学校情報機器整備費補助金が交付されたことによるものです。

次に、県支出金につきましては、4,706万7千円増の6億8,192万7千円となりました。主な要因は、ふくしま森林再生事業補助金、県道協力路線除雪委託金の増などです。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加などにより前年度比1,333万円増の5,091万3千円となりました。

次に、町債は、ブロック塀・冷房設備整備事業債の減などにより前年度比1億902万6千円減の3億6,107万8千円となりました。

次に、歳出につきましては、総務費は、特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などにより18億5,827万1千円の増、民生費は、プレミアム付き商品券事業の減などにより1,168万2千円の減、衛生費は、発熱外来業務委託の増などにより1,621万8千円の増、農林水産業費は、多面的機能支払交付金の過年度分返還金の減、ふくしま森林再生事業の増などにより65万5千円の減、土木費は、除雪経費の増などにより931万円の増、教育費は、小中学校の空調設備整備の完了による減、GIGAスクールの取組による小中学校のネットワーク環境の整備による増などにより248万6千円の減となったものであります。

最後に、補正予算について申し上げます。特に、令和3年度一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,701万6千円を追加し、78億4,090万4千円とするものであります。

歳入の主なものは、普通交付税や国県補助金の確定に伴う増減です。

歳出の主なものは、公共施設等の修繕、通学路合同点検に伴う道路安全施設工事、地区要望でもある町道改修工事、農家所得の安定確保を図るため、飼料用米の作付10a当たり2千円を町が助成する稲作等経営体支援事業を実施するものです。

また、新型コロナウイルス感染症対策では、会津坂下町生活支援事業の内容変更、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を11月まで延長するための経費を計上しました。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時05分）

再開は11時20分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

◎議案第 49 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 49 号「教育委員会委員に任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 49 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

会津坂下町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 福島県河沼郡会津坂下町

氏 名 和田至法（ 生）

令和 3 年 9 月 2 日提出

会津坂下町長 古 川 庄 平

経 歴 書

本 籍 福島県河沼郡会津坂下町

現 住 所 福島県河沼郡会津坂下町

和 田 至 法

生

学 歴

職 歴 等

なし

本案に対する説明を求めます。

議長、町長。

古川町長。

議案第 49 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会委員としてご尽力をいただいております井関栄一氏におかれましては、平成 29 年 10 月より教育委員としてお務めをいただいておりますが、令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

井関教育委員には、高い識見をもって、教育行政をめぐる諸問題に対し、精力的に取り組んでいただき、多大なるご貢献を賜りました。そのご労苦とご功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、和田至法氏を推薦申し上げます。

和田氏は、これまでの多方面にわたるご活躍や保護者としてのお立場から、我が町の教育委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう 心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

若干質問を申し上げます。選考にあたりましては、慣例というのがありまして、慣例に従って通常は選考、推薦なりをして、それを町が提案という形にいくの通常なんですが、今回そういった慣例に従って進められたのか、そのことについて伺いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

今、五十嵐議員のおただしであります。慣例があつて、慣例によって進められたのかというおただしであります。私どもはその慣例に従って進んであがってきたんだなと、こんなふうに認識しておりますが、その経過の中で、そうではなかったという事実であれば、そうではなかったとは思いますが、しからば、どこにどんなふうな慣例に従えない何があつたのか、その辺は私ども具体的に承知しておりませんので、これ以上のお答え、私からできませんが、慣例から外れたかもしれませんが、今回このご提案に賛同賜りますよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

慣例というものは、いわゆる町役場さんのほうから地区議員に、誰か人材はいないか、そういったことを具申をして、そして地区の議員の中で選考して、じゃあこの方がいいんじゃないかということで、なるべく多くの人材が発掘できるようにいろいろ候補者を出してやるわけです。

今回、先ほどの全協の中でそういったことがなされなかったということが、事実が明るみに出たということに、私は理解しています。なぜならば、私も関係する地区の議員であります。私はそういったところには参加しておりませんので、そのようなことです。

しからは、これからどうするのか、ということが一つあります。町長はこれから人事、こういったことがあったときに、どのように今度考えているのか。あともう一つは、全協の中で、私はこういう欠陥があったんだから議案は撤回すべしというふうに申し上げたんでありますが、その撤回の考えはないのか、再度お伺いします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

今ほど五十嵐議員のおたかしであります、今後については、今回いろいろ皆さんからの意見も先ほど拝聴しました。そして私どもの執行部側としても、どんな経過があつて、どこに落ち度があったのか、その辺も若干伺ってみましたんですが、やっぱり今後依頼すべきは、一本の筋をもって依頼してくというようなことが必要なのではないかな。今まで総務課長から依頼されたり、副町長から依頼されたりと、その場その場で何か一つになっていないなというような感も否めないことが多々ありました。これは誰がどのようにして、どういう筋を通して依頼していくのか、そういうことも整理、早急に整理しなければならぬと、こんなふうに思っております。

この辺については、皆様方にお詫びをしながら、そしてまた二つ目の撤回という話でございまして、お詫びをしながら、今回これを提案させていただいておりますので、撤回ということなくして、この場で議決を賜りたいというのが私の思いでございまして、どうぞよろしくお願いします。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

私は、本条例案に反対の立場から申し上げます。

今回、選考経過において、慣例破りであり、このまま容認すればこのようなやり方を

肯定したことになります。今後の選考に禍根を残すものであります。条例案を憎んで人を憎まず、人に対して反対するものではありません。何より慣例に従って行えば、公正、公明、公平に多くの人材から発掘できたのであります。時間はまだまだあります。急ぐことはありません。本提案を否決し白紙に戻すべきと申し上げ、本案に反対します。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

本案に賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の人事案件につきましては、経緯が非常に不透明、そして先ほど議員からもお話があったように、慣例から少し外れてしまったということがありました。この人事、今回の 49 号については、教育委員会委員の任命ということですが、その他の人事案件についても同等に、その経緯をしっかりと公明正大にわかりやすくできるようなシステムを構築していただきたい。このことを申し上げ賛成といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 49 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

（「議事進行」の声あり）

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

人事案件でありますので、秘密投票を求めます。

◎議長（水野孝一君）

ただいま 11 番、五十嵐一夫君より、採決方法についての動議が出されましたが、これに賛同されるか否か諮ることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

それでは、ただいまの動議に賛同される方の起立を求めます。

（4 名起立）

◎議長（水野孝一君）

起立 4 名であります。

この採決は、無記名投票をもって行うことになります。

（「議会軽視だ」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ちょっと休議します。

（午前 11 時 33 分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 34 分）

会議規則第 82 条によりまして、出席議員 2 名以上から要求がある時は、記名または無記名の投票で議決を諮ることになっております。ご理解ください。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

◎議長（水野孝一君）

ただいまの出席議員数は議長を除き 13 名であります。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番、蓮沼文明君、3 番、物江政博君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

◎議長（水野孝一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

◎議長（水野孝一君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。本案を可とする諸君は賛成、本案を否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。白票及び賛成、反対のいずれも確認しがたい投票は会議規則第 84 条の規定により反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

（点呼投票）

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立ち会いを求めます。

（開票）

◎議長（水野孝一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 11 票。反対 2 票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第 49 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

◎議案第 61 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 5、議案第 50 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議案第 50 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 福島県河沼郡会津坂下町

氏 名 大島悦子 (生)

令和 3 年 9 月 2 日提出

会津坂下町長 古 川 庄 平

経 歴 書

本 籍 福島県河沼郡会津坂下町

現 住 所 福島県河沼郡会津坂下町

大 島 悦 子

生

学 歴

[REDACTED]

賞 罰
な し

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

議案第 50 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております大島悦子氏は、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員としてご活躍いただきたく、推薦申し上げるものであります。

大島氏におかれましては、平成 30 年 10 月から 1 期 3 年 3 ヶ月間、人権擁護委員として、誠心誠意ご尽力を頂いてまいりました。心から感謝と敬意を表するものであります。その人格・識見等から見ましても、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると信ずるものであります。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 50 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決
いたします。
本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。
よって、議案第 50 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、こ
れを適任者と認めることに決定いたしました。

◎議案第 51 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 6、議案第 51 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議
題といたします。
議案とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 51 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 福島県河沼郡会津坂下町 [REDACTED]
氏 名 長谷川あや子（[REDACTED] 生）

令和 3 年 9 月 2 日提出

会津坂下町長 古 川 庄 平

経 歴 書

本 籍 福島県河沼郡会津坂下町 [REDACTED]
現 住 所 福島県河沼郡会津坂下町 [REDACTED]

長谷川 あや子
[REDACTED] 生

学 歴

江川氏におかれましては、平成 27 年 10 月から 2 期 6 年 3 ヶ月間、人権擁護活動にご尽力をいただきました。そのご功績に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、長谷川あや子氏をご推薦申し上げます。長谷川氏は、経歴、また人格・識見等から見ましても、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると信ずるものであります。

今後のご活躍を期待いたしまして、ご推薦申し上げますので、なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 51 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 51 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任者と認めることに決定いたしました。

◎議案第 52 号から議案第 70 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 7、議案第 52 号「会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例」から議案第 70 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 19 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を、職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

- | | |
|----------|---|
| 議案第 52 号 | 会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 53 号 | 会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 54 号 | 会津西部斎苑運営基金条例を廃止する条例 |
| 議案第 55 号 | 会津坂下町土地開発基金条例を廃止する条例 |
| 議案第 56 号 | 会津坂下町過疎地域持続的発展計画について |
| 議案第 57 号 | 令和 2 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 58 号 | 令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 59 号 | 令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 60 号 | 令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 61 号 | 令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 62 号 | 令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 63 号 | 令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 64 号 | 令和 2 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について |
| 議案第 65 号 | 令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 66 号 | 令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 67 号 | 令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 68 号 | 令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 69 号 | 令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 70 号 | 令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 2 号） |

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午前 11 時 57 分）

再開を午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

これより一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 52 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、議案 52 号「会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例の改正は、マイナンバーカードの運用を促進するため「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

改正内容及び改正箇所につきましては新旧対照表によりご説明いたします。条例の第 19 条第 4 項中の「総務大臣」とあるものを「内閣総理大臣」に改め、また、法律第 19 条第 4 号に「従業員の同意がある場合における使用者間での特定個人情報の提供」が追加されたことにより、順次号を繰り下げ「番号法第 19 条第 7 号を番号法第 19 条第 8 号に」「同条第 8 号を同条第 9 号」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用するものでございます。

以上、説明し提案申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 53 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第 53 号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、国の「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」の改正により、地方公共団体情報システム機構、通称 J-L I S が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことに伴い、個人番号カードの発行に係る手数料徴収事務については、市区町村長に委託することができる規程が盛り込まれたことにより、条例の規程が不要となるため町条例を改正するものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。「新旧対照表」をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であります。下線部分が改正箇所であります。

2 ページをご覧ください。

右の「旧」区分の欄、「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等」、種類の欄、「個人番号カード再交付手数料」金額の欄、「1 件につき 800 円」を削除する

ものであります。

議案本文に戻っていただきまして、この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用したいとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 54 号から議案第 57 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

まずはじめに、議案第 54 号「会津西部斎苑運営基金条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

当該基金は会津西部斎苑の将来的な大規模修繕に備え、平成元年に基金を設立したものでございます。

現在、会津西部斎苑の運営・管理につきましては会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村の 6 町村で組織する「会津西部斎苑運営連絡協議会」において協議・運営しており、斎苑の管理運営費や施設設備の維持修繕等については過去 3 ヶ年の火葬件数で按分し負担しております。将来的な大規模修繕にあたっては火葬件数で按分した負担となるため、起債をもって行うこととなります。

よって、当該基金の役割はないものと判断し、基金を廃止し、基金残高の 7,239 万 6,708 円を公共施設整備基金に全額積み立ていたします。

続きまして、議案第 55 号「会津坂下町土地開発基金条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

当該基金は、公共用に活用する土地を取得するため、昭和 46 年に設立されたものでございます。

これまで、道路で 2 筆、その他の目的で 12 筆、合計 14 筆で 2 億 8,365 万 2,104 円分の土地を購入してまいりました。

しかし、社会情勢の変化により大規模な公共用地の取得がなく、会津若松地方土地開発公社が令和 2 年度をもって解散及び清算がなされたことにより、今後も当該基金を活用した土地取得の予定がないため、基金を廃止し、基金残高の 25 万 7,424 円を公共施設整備基金に全額積み立てするものでございます。なお、所得済の土地は所管する担当課で管理してまいります。

続きまして、議案第 56 号でございますが、すでに配付しております「会津坂下町過疎地域持続的発展計画(案)の 10 ページであります。そこに記載されております会津坂下町行政機構図(令和 2 年 4 月 1 日現在)の一部誤りがありましたので、お詫びを申し上げまして訂正をさせていただくものであり、お手元に 1 枚の資料で差し替えをお願いし

たいというものでございます。

誤った箇所につきましては、中段、議会、また議会事務局の部分でございまして、会計管理者と実線でつながっておりました。しかし、議会は独立した機関であるため、実線でのつながりは誤りであるため、このような形で独立して記載をさせていただいたところでございます。お詫び申し上げまして、訂正いたします。

それでは、議案第 56 号「会津坂下町過疎地域持続的発展計画について」ご説明申し上げます。

令和 3 年 4 月に施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」いわゆる「新過疎法」において、要件を満たさず過疎地域から除外される事となりましたが、過疎地域に準ずる地域として過疎債の発行や補助金の加算等の経過措置を受けることとなったため、「会津坂下町過疎地域持続的発展計画」を「福島県の過疎地域持続的発展方針」に基づき策定したものでございます。

それでは、計画書の内容についてご説明申し上げます。

計画書の 1 ページから 3 ページは目次であり、前計画である「会津坂下町過疎地域自立促進計画」を基に、記載の 2 番の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」と 4 番の「地域における情報化」また 7 番の「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の 3 項目を追加させていただきました。

4 ページををご覧ください。

1 の「基本的な事項」(1) 会津坂下町の概況で、5 ページのイ「過疎の状況」は「人口等の動向」で昭和 35 年人口の 25,867 人をピークに平成 27 年には 16,303 人に減少しました。「これまでの過疎法に基づくものも含めた対策」で過疎地域として指定を受け、過疎対策として各種施策に取り組んでまいりましたが、若者を中心とした人口流出が地域活性化を図る上での課題となっています。「現在の課題」で既存企業の経営支援と若者の定住促進に向けた住宅の整備、安心して子育てができる支援制度の充実が必要であります。

6 ページをご覧ください。

「今後の見通し等」で本町の自然環境と歴史文化資源を大切にし、人口減少社会に対応した持続的発展を目指します。といたしました。

7 ページから 9 ページは人口の推移と見通し、産業別人口の動向であります。

9 ページから 12 ページは (3) 行財政の状況として組織機構、財政の状況、主要公共施設等の整備状況を掲載いたしました。

12 ページの (4) は地域の持続的発展の基本方針として、①に「町の魅力を生かした人と地域づくり」②に「町の特性を生かしたしごとづくり」③に「安全に安心して快適に暮らせるくらしづくり」と定め、13 ページの (5) に基本目標として、①人口に関する目標として、令和 2 年度国勢調査の速報値の人口 15,068 人に対し、転出者を減らし転入者を増加させることで社会増減を 0 とし、子育て支援を総合的に実施し合計特殊出生率を 2.11 に増やし、令和 7 年度の人口目標を 14,833 人といたしました。

14 ページの (7) 計画期間ですが、本計画の計画期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8

年 3 月 31 日までの 5 ヶ年といたします。

15 ページ、16 ページをご覧ください。

2 の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成であります。

(1) に現状と問題点 (2) にその対策 (3) に事業計画を定めました。事業計画の (1) の移住・定住ではお試し住宅や空き家バンクを活用し、移住定住を促進してまいります。

(2) の地域間交流では、地域おこし協力隊活用事業を積極的に活用し、地域活動支援と協力隊の定着を促進してまいります。

(4) 過疎地域持続的発展特別事業では極上のあいづや道の駅あいづと連携し広域観光を推進してまいります。なお、事業名の NO (ナンバー) 及び事業名については、令和 3 年 4 月 1 日付、総務省自治行政局過疎対策室通知の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名の区分であり、該当しない事業がある場合は飛び番号となっておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

17 ページをご覧ください。

3 産業の振興であります。

(1) に現状と問題点 (2) にその対策 (3) に事業計画を定めました。

19 ページをご覧ください。

事業計画の (1) の基盤整備のため農業分野においては有害鳥獣対策事業から 20 ページの林業部門でのふくしま森林再生事業まで総括的に取り組んでまいります。

(4) の地場産業の振興のため、人の駅・川の駅・道の駅活用を促進してまいります。

21 ページをご覧ください。

(5) 働く場を創出するため、企業誘致の推進と企業経営・雇用支援を実施してまいります。

(7) 商業の振興として、商工会の運営支援・中小企業の支援・街なか賑わいの創出・勤労者互助会を通した福利厚生の実施を図ってまいります。

(9) 観光またはレクリエーションとして、町物産品の振興と観光誘客のため観光物産協会の運営支援・近隣市町村と連携した広域観光の確立・JR 只見線の全線開通に向けた誘客の強化・都市公園の維持整備を実施してまいります。

22 ページをご覧ください。

(4) は産業振興促進事項として振興区域を会津坂下町全域とし、業種を製造業・旅館業・農林水産業・サービス業等とします。サービス業等とあるのは、「租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 の 6」に規定する情報サービス業・有線放送業・インターネット付随サービス業であります。なお、産業振興促進区域及び振興すべき業種は会津坂下町税特別措置条例に定め、新たに取得した施設・設備における固定資産税が 3 年間免除を受ける事ができることとなります。これにより減額する町税につきましては減収補てんを受けることとなっております。

23 ページをご覧ください。

4 の地域における情報化はDXの促進の視点から新たに追加された項目で、(1) に現状と問題点 (2) にその対策 (3) に事業計画を定めました。

事業計画の(1)は電気通信施設等情報化のため、国県町総合行政ネットワークの構築・町のIT環境の整備。

続きまして24ページをご覧ください。

eTAXを活用した申告事務の効率化を進めてまいります。

(2)は過疎地域持続的発展を図るための情報化として町公共施設をITを活用した予約システムの構築と図書管理システムの導入を図ってまいります。

続きまして25ページをご覧ください。

5 交通施設の整備、交通手段の確保は(1)に現状と問題点(2)にその対策(3)に事業計画を定めました。

26ページをご覧ください。

(1)の市町村道・橋りょうについては、町道及び橋りょうの点検・維持修繕を行ってまいります。また、丈助橋の架け替えにつきましては、過疎代行を活用し実現してまいります。

(6)の自動車等では除雪車の更新等により除雪能力を維持し、生活路の安全確保を図ってまいります。

(9)は町民の生活基盤である路線バス・通学バスの存続を図ってまいります。

(10)その他として、除雪対策・只見線の利活用・バス路線の安全確保・災害に対応した河川管理を行ってまいります。

27ページをご覧ください。

6 生活環境の整備ですが(1)に現状と問題点(2)にその対策(3)に事業計画を定めました。

29ページをご覧ください。

事業計画の(1)では上水道の管網整備を進めてまいります。

(2)は公共下水道・農業集落排水施設を維持管理し生活環境を維持してまいります。

30ページをご覧ください。

(3)では廃棄物収集処理を維持してまいります。

(4)は会津西部斎苑の運営・施設整備。

(5)は消防施設の整備と消防団・自主防災組織の育成強化を図ってまいります。

(6)は公営受託の維持管理と旧公営住宅を宅地分譲として活用してまいります。

31ページをご覧ください。

(7)は不法投棄やカラス対策と空き家の適正管理により環境美化と防災防犯に努めてまいります。

(8)のその他として農村無休水地区への補助と区画整理事業の進捗による住環境の整備を促進してまいります。

32ページをご覧ください。

7 の子育て環境の確保・高齢者等の健康及び福祉の向上及び増進ですが、(1)に現状と問題点。33ページの(2)にその対策(3)に事業計画を定めました。

事業計画の(8)の児童福祉の向上として、民間保育所等への施設型給付の実施。34

ページをご覧ください。医療費の軽減支援・一時預かり等のファミリーサポート支援・預かり保育や通学支援を充実してまいります。高齢者・障がい者福祉の向上として、一人暮らし高齢者への生活支援・介護予防支援・障がい者への生活支援の充実・包括的ケアシステムの構築。

続いて 35 ページをご覧ください。

高齢者の働く機会の提供・会津西部地域の生活支援サービスを近隣町村と連携し提供してまいります。

(9) 子育てふれあい交流センターで地域子育て支援事業を実施してまいります。

続きまして、36 ページをご覧ください。

8 の医療の確保ですが、(1) に現状と問題点 (2) にその対策 (3) に事業計画を定めました。

事業計画の (1) 医療として厚生総合病院の新築移転負担をしてまいります。

(3) ではサロン活動による健康づくりの啓発。

続いて 37 ページをご覧ください。

休日医療を支える両沼医師会への負担・妊婦乳幼児の無償化を継続し、安心して子どもを産み育てられる環境の充実・各種予防接種の助成・高校 3 年生までの医療費無料化の継続実施等、安心して暮らせるまちづくりを充実してまいります。

続きまして、39 ページをご覧ください。

9 の教育の振興ですが、(1) に現状と問題点 (2) にその対策 (3) に事業計画を定めました。

39 ページの事業計画をご覧ください。

(1) では小中学校及び給食センターの教育施設環境の整備。

続いて 40 ページをご覧ください。

その他として ICT 環境の整備 (2) では幼稚園の環境整備 (3) では社会教育施設や地区集会所等のコミュニティー施設整備・教育相談機能の強化・学力向上支援・国際教育の強化を。(4) では通学安全対策・コミュニティスクールの充実・生涯学習の推進・地区コミュニティセンターの整備を実施してまいります。

43 ページをご覧ください。

10 集落の整備ですが、(1) に現状と問題点 (2) にその対策を定めました。

45 ページをご覧ください。

11 地域文化の振興等ですが、(1) に現状と問題点 (2) にその対策 (3) に事業計画を定めました。

事業計画の (1) では歴史的遺産の継承 (3) では歴史的資源の活用を実施してまいります。

続きまして、48 ページをご覧ください。

12 の再生可能エネルギーの利用の促進ですが、(1) に現状と問題点 (2) にその対策を定めました。

49 ページをご覧ください。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項ですが、(1)に現状と問題点(2)にその対策(3)に事業計画を定めました。事業計画では過疎対策に欠かすことのできない地域づくりの推進と定住支援を実施してまいります。

50 ページから 53 ページは過疎対策事業計画のうち、過疎地域持続的発展特別事業分としていわゆる過疎のソフト分の事業を再度掲示したものでございます。

令和 4 年度より人口を増加させるための対策に重点的に取り組み、過疎対策を総合的に実施してまいります。

以上、会津坂下町過疎地域維持的発展計画の説明といたします。

続きまして、議案第 57 号「令和 2 年度 会津坂下町一般会計 歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、別紙「監査委員の意見」を付し議会の認定に付したいというものであります。

令和 2 年度決算書についてご説明申し上げます。

歳入決算は、決算書の 1 ページから 4 ページに記載があります。3 ページ、4 ページの合計欄をご覧ください。

予算現額 95 億 9,810 万 1 千円、調定額 97 億 3,444 万 8,374 円、収入済額 94 億 1,879 万 2,894 円、不能欠損額 392 万 9,977 円、収入未済額 3 億 1,172 万 5,503 円、予算現額と収入済額の比較 1 億 7,930 万 8,106 円であります。

歳出決算につきましては、5 ページから 8 ページに記載がございます。7 ページ、8 ページの合計欄をご覧ください。

予算現額 95 億 9,810 万 1 千円、支出済額 89 億 6,359 万 8,313 円、翌年度繰越額 3 億 1,867 万円、不用額 3 億 1,583 万 2,687 円、予算現額と支出済額との比較 6 億 3,450 万 2,687 円であります。

9 ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は 4 億 5,519 万 4,581 円となったものでございます。

次に、実質収支についてご説明申し上げます。一番後ろの 205 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 94 億 1,879 万 3 千円、歳出総額 89 億 6,359 万 8 千円、歳入歳出差引額 4 億 5,519 万 5 千円、繰越明許費繰越額 8,437 万 5 千円、実質収支額 3 億 7,082 万円となりました。前年度と比較しまして、歳入決算額で 20 億 2,402 万 3 千円の増、歳出決算額で 18 億 5,117 万 2 千円の増、実質収支額で 1 億 2,591 万 7 千円の増となったものでございます。

次に歳入歳出の詳細について事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず歳入であります。事項別明細書の 1、2 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、町民税個人につきましては、退職所得にかかる所得割額の増により 970 万 4 千円増の 6 億 1,005 万 2 千円となりました。2 目、法人は法人税割額の減や徴収猶予により 849 万 8 千円減の 7,074 万 6 千円となりました。

次に2項1目、固定資産税は、柳田地区の宅地造成や、太陽光発電施設の増設などにより2,026万6千円増の7億5,639万2千円となりました。2目、国有資産等所在市町村交付金は国・県の台帳価格の増額により、10万6千円増の136万4千円となりました。

次に3項1目、環境性能割は令和元年10月より導入され今年度は一年分となるため201万3千円増の251万6千円となりました。2目、種別割は、税制改正により全額増となりますが、前年度の軽自動車税との比較では、買い替え等による標準税率適用台数の増加などにより140万1千円増の5,744万1千円となりました。

次に4項1目、町たばこ税は、たばこ売渡本数の減により、553万2千円減の1億5,168万9千円となりました。

続いて3ページ、4ページをご覧ください。

5項1目、入湯税は「滝の湯」の廃業により3万円減の2千円となったものでございます。

2款1項1目、地方揮発油譲与税は、財源となる税収の減により46万円減の2,144万4千円、2項1目、自動車重量譲与税は、財源となる税収の減により69万1千円減の6,239万2千円、3項1目、森林環境譲与税は、国の総額の増により162万円増の305万8千円となったものでございます。

次に3款、利子割交付金、4款、配当割交付金、5款、株式等譲渡所得割交付金。

続きまして、5ページ、6ページの6款、地方消費税交付金、7款、環境性能割交付金、8款、地方特例交付金につきましては、それぞれ県からの通知による増減となっております。

次に9款、地方交付税は、1億6,136万9千円の増となっており、交付額は30億597万5千円となりました。増額となった主な要因は、普通交付税が地域社会再生事業費の創設、幼稚園児数の単位費用の大幅増による基準財政需要額の増などにより1億7,012万8千円の増、特別交付税は台風19号の被災による災害廃棄物の処理費の減により2,205万2千円の減、震災復興特別交付税はふくしま森林再生事業分が増となり1,329万3千円の増となったものでございます。

10款1項1目、交通安全対策特別交付金は、5千円増の191万3千円となりました。

11款1項1目、農林水産業費分担金は富川及び八方頭首工受益者分で31万8千円減の116万8千円となりました。

続きまして、7、8ページをご覧ください。

2目、土木費分担金は、危険空き家の緊急安全代行措置分の分担金でしたが、該当がく収入はありません。3目、災害復旧費分担金は、災害復旧の受益者分担金で102万5千円増の159万6千円となりました。未収入分の15万円は白子沢ため池の分担金で翌年度に繰り越したものです。

2項1目、総務費負担金は、雇用保険料で7万4千円減の35万3千円となりました。2目、民生費負担金は老人福祉施設入所費負担金が42万円の増、放課後児童健全育成事業が72万5千円の減、施設型給付負担金が83万5千円の増などで52万5千円増の2,689万3千円となりました。3目、衛生費負担金は会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金

の減により 616 万円減の 2,608 万 9 千円となりました。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

4 目、土木費負担金は、全額減となっております。5 目、教育費負担金は、施設型給付負担金の全額減などにより 64 万 8 千円減の 53 万円となりました。

12 款 1 項 1 目、総務使用料はコミュニティセンター使用料などにより 36 万 9 千円増の 68 万 1 千円となりました。2 目、民生使用料は 1 万 1 千円減の 1 万 8 千円となりました。3 目、衛生使用料は火葬炉使用が 57 件減の 533 件で 191 万 9 千円減の 1,895 万 6 千円となったものでございます。4 目、労働使用料は勤労者交流センターの使用料で前年度同額の 5 万 1 千円となりました。5 目、農林水産業使用料は農産物加工処理施設使用の増により 14 万 9 千円増の 58 万 5 千円となりました。

続いて 11 ページ、12 ページをご覧ください。

6 目、商工使用料は、春日八郎おもいで館の使用料などで前年度同額となりました。7 目、土木使用料は、住宅使用料の現年分で 14 万 9 千円の増、滞納繰越分で 6 万 3 千円の増などにより、全体で 26 万 2 千円増の 6,590 万 8 千円となりました。8 目、教育使用料は幼稚園の預かり保育料の無償化等により 432 万 7 千円減の 156 万 8 千円となりました。

13、14 ページをご覧ください。

12 款 2 項 1 目、総務手数料は、戸籍手数料の減などにより 33 万 9 千円減の 700 万 6 千円となりました。2 目、衛生手数料は、家庭系ごみ処理手数料の 10 万 9 千円の減などから 17 万 3 千円減の 1,644 万 9 千円となりました。

15 ページ、16 ページをご覧ください。

3 目、農林水産業手数料は、国土調査地籍閲覧手数料の減により 3 千円減となりました。4 目、土木手数料は、屋外広告物申請手数料の増により 42 万 5 千円となりました。

13 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金は、1 節、障がい者福祉費負担金が、障がい者福祉サービスの増に伴う自立支援給付費等負担金 1,811 万 9 千円の増などで 1 億 5,735 万 4 千円となりました。2 節、児童手当負担金が、対象児童数の減少により 458 万 5 千円減の 1 億 4,066 万 1 千円となりました。4 節、児童福祉費負担金が、各施設支出額の増に伴う施設型給付負担金 721 万円の増により 6,937 万 3 千円となりました。5 節、低所得者保険料軽減負担金が、制度改正による保険料の減に伴い 579 万 2 千円増の 1,265 万 1 千円となりました。1 項 2 目、民生費国庫負担金は、ワクチンの接種が開始できず全額翌年度に繰り越しとなったものでございます。

13 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金は 19 億 1,645 万 7 千円増の 19 億 2,099 万 3 千円となりました。

17 ページ、18 ページをご覧ください。

1 節、社会保障・税番号制度整備費補助金が、マイナンバーの運用システム改修などで 971 万 3 千円増の 1,424 万 9 千円となりました。未収入分の 649 万円は翌年度に繰り越しとなります。2 節、特別定額給付費補助金が、1 人 10 万円を給付する特別定額給付金給付事業費の全額増により 15 億 6,753 万 1 千円となりました。3 節、地方創生臨時交

付金が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の全額増により 3 億 3,921 万 3 千円となりました。未収入分の 7,867 万 1 千円は翌年度に繰り越しとなったものでございます。

2 目、民生費国庫補助金は、2 節、保育対策総合支援事業費補助金 780 万 7 千円の全額増、3 節、子育て世帯臨時特別給付金補助金 1,908 万 3 千円の全額増により 1,774 万 5 千円増の 4,424 万 3 千円となりました。3 目、衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽設置数の増により循環型社会形成推進交付金 216 万 5 千円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 293 万 5 千円の全額増により、374 万 9 千円増の 774 万 4 千円となりました。ワクチン接種の未収入 4,685 万 9 千円は翌年度に繰り越したものでございます。

19 ページ、20 ページをご覧ください。

4 目、土木費国庫補助金は、1 節、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が、橋りょう分が道路メンテナンス事業費補助金に分かれたため 2,458 万 1 千円減、道路メンテナンス事業費補助金が 872 万 6 千円全額増、臨時道路除雪事業費補助金 1,100 万円全額増で 485 万 5 千円減の 5,374 万 7 千円となりました。未収入分の 1,783 万 9 千円は翌年度に繰り越したものでございます。2 節、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、令和元年度に歳入額が多かった分の年度間調整により 1,579 万 5 千円減の 774 万 5 千円となりました。

5 目、教育費国庫補助金は、GIGAスクール整備による公立学校情報機器整備費補助金 3,324 万 2 千円の全額増、学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金で小学校 1,102 万 5 千円、中学校 538 万 2 千円の全額増などにより 2,286 万 4 千円増の 6,351 万 7 千円となったものであります。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

13 款 3 項 1 目、総務費国庫委託金は外国人事務の減により 6 万 2 千円減の 29 万 8 千円となりました。2 目、民生費国庫委託金は受付件数の増による基礎年金等事務費交付金の増により 67 万 5 千円増の 391 万 4 千円となりました。

14 款 1 項 1 目、総務費県負担金は県民税徴収取扱費交付金 16 万 1 千円増の 2,424 万 1 千円となりました。2 目、民生費県負担金は 1,322 万 5 千円増の 2 億 4,670 万 9 千円となりました。1 節、社会福祉費負担金は後期高齢者医療保険基盤安定負担金が 5 割軽減者の増により 56 万 1 千円増の 3,709 万円、低所得者保険料軽減負担金が消費税増税に伴う見直しにより軽減額が増額となったことにより 289 万 6 千円増の 632 万 5 千円となりました。2 節、障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、対象経費支出額の増により 1,042 万 1 千円増の 7,867 万 7 千円となりました。3 節、保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減者の減により 188 万 6 千円減の 6,635 万 5 千円となりました。

23 ページ、24 ページをご覧ください。

6 節、児童福祉費負担金の施設型給付負担金は各施設の支出増により 163 万 4 千円増の 2,714 万 4 千円となりました。

2 項 1 目、総務費県補助金は、市町村生活交通対策事業運行費補助金が 101 万 8 千円

の増、電源立地地域対策交付金が 169 万 6 千円の減、地域創生総合支援事業補助金が 125 万 4 千円減により 192 万 9 千円減の 3,879 万 6 千円となりました。2 目、民生費県補助金は、介護事業所のリフォーム補助である地域医療介護総合確立基金事業補助金の全額減、乳幼児医療費補助金 215 万 3 千円の減、子どもの医療費補助金 305 万 7 千円の減、休園中の一時預かり増による、子ども・子育て支援交付金 275 万 4 千円の増、子ども・子育て支援事業費補助金によるシステム改修の全額減などにより 1,881 万 2 千円減の 7,026 万 8 千円となりました。

25 ページ、26 ページをご覧ください。

3 目、衛生費県補助金は、自家消費野菜等放射能検査維持管理経費補助金 30 万 8 千円の全額増、台風 19 号による災害等廃棄物処理事業費補助金 372 万 7 千円の全額増、幼稚園の新型コロナ対策を行った福島県教育支援体制整備事業費補助金 144 万 4 千円の増、福島県地域外来・検査センター運営業務補助金 581 万 2 千円の全額増などにより 1,236 万 9 千円増の 1,757 万 5 千円となりました。

4 目、農林水産業費県補助金は、2,420 万 7 千円増の 2 億 2,040 万 2 千円となりました。

27 ページ、28 ページをご覧ください。

1 節、農業費補助金の基幹水利施設管理事業費補助金が事業費の減により 96 万円の減、青年就農給付金が給付対象者の減により 133 万 4 千円の減、地域担い手育成支援事業補助金が 558 万 7 千円の全額増、ふくしまプライド販売力強化支援事業補助金が 88 万 9 千円の全額増、実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金 500 万 7 千円の全額増、2 節、林業費補助金のふくしま森林再生事業補助金が事業の繰り越しにより 3,051 万 7 千円の増となりました。未収入分の 4,285 万円は翌年度に繰り越しとなったものでございます。

5 目、商工費県補助金は、自家消費野菜等放射能検査事業補助金が 56 万 7 千円の増、姉妹都市埼玉県北本市の農産物直売所「桜国屋」で物産販売を実施している消費者風評対策市町村支援事業交付金がコロナ禍で 230 万 9 千円の減となり、合わせて 174 万 3 千円減の 602 万 9 千円となりました。

29 ページ、30 ページをご覧ください。

6 目、土木費県補助金は、木造住宅耐震診断促進事業補助金が 3 万 9 千円の全額増となりました。

7 目、教育費県補助金は放課後子どもプラン補助が県委託金に移行し 177 万 6 千円の全額減、フッ化物洗口事業補助金が教育費補助金へ移行し 26 万 1 千円の全額増、福島県産品の利用による学校給食等地産地消推進事業補助金の 65 万 6 千円の全額増により 61 万 6 千円減の 131 万 8 千円となりました。

8 目、災害復旧費県補助金は、台風 19 号の被災による洲走・袋原等の農地等災害の繰越分等で 1,305 万 5 千円増の 1,700 万円となりました。未収入分の 976 万円は「白子沢ため池」の復旧に係るもので翌年度に繰り越したものでございます。

3 項 1 目、総務費県委託金は、1 節、総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金が 36 万 2 千円の増、3 節、選挙費委託金が参議院議員通常選挙、福島県議会議員一般選挙の執行完了による 1,067 万 5 千円の全額減、4 節、統計調査費委託金は農林業センサス

の本調査終了による 276 万 7 千円の減、国勢調査の本調査による 714 万 4 千円の増などから、合わせて 616 万円減の 967 万 1 千円となったものでございます。

31 ページ、32 ページをご覧ください。

4 目、土木費県委託金は県道協力路線除雪委託金 1,387 万 5 千円の増などから 1,399 万円増の 2,579 万 3 千円となりました。5 目、教育費県委託金は放課後子どもプラン委託金の補助金から委託金への変更による 160 万 6 千円の全額増などにより、51 万円増の 358 万 6 千円となりました。

15 款 1 項 1 目、財産貸付収入は鶴沼球場の命名権 30 万円の全額増など、35 万円増の 691 万 4 千円となりました。

33 ページ、34 ページをご覧ください。

2 目、利子及び配当金は、4 万 7 千円減の 13 万 5 千円となりました。

2 項 1 目、不動産売払収入は、隣接所有者への法定外公共物の売払い等 4 件で 2,123 万 3 千円減の 147 万円となりました。2 目、物品売払収入は、8 t 除雪ドーザ 1 台などの売却により 53 万 7 千円増の 169 万 6 千円となりました。

35 ページ、36 ページをご覧ください。

16 款 1 項 1 目、一般寄附金は、一般寄附が 9 件で、今年度より、ふるさと納税を別目としたため 3,495 万 5 千円減の 221 万 1 千円となりました。3 目、ふるさと納税寄附金は、目を新設したもので 4,842 万 8 千円の全額増となりました。前年度比で 1,591 万 1 千円の増となっております。4 目、土地開発公社寄附金は、土地開発公社津坂下事務所の解散に伴う返還金で 27 万 5 千円の全額増となったものでございます。

17 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金は、令和元年度ふるさと納税分 1,770 万円、令和元年度一般寄附金分 289 万 5 千円を各事業へ充当するため繰り入れしたもので 29 万 2 千円減の 2,059 万 5 千円となりました。2 目、廃棄物処理施設整備基金繰入金は 100 万円増の 1,500 万円となりました。

18 款 1 項 1 目、繰越金は、純繰越金につきましては 8,243 万 8 千円の減、繰越明許分は 2,974 万 5 千円の増となり 5,269 万 3 千円減の 2 億 8,234 万 4 千円となりました。

19 款 1 項 1 目、延滞金、加算金及び過料は、5 万 3 千円減の 232 万 5 千円となりました。

37、38 ページをご覧ください。

4 項 2 目、弁済金は、除染対策事業東電賠償金が平成 25 年度から 28 年度分の給食用食材検査機保守点検委託が該当となり 48 万 6 千円の全額増となりました。4 目、学校給食費は、1 節、学校給食費が、令和元年度のコロナによる休校と令和 2 年度に登校日を増やした関係で喫食数の増などにより現年度分で 157 万円の増、滞納繰越分は 19 万円の増となりました。2 節、幼稚園給食費は令和元年 10 月から一部の世帯で副食費が免除となったため 120 万 5 千円減となりました。

次に 44 ページまで記載の 5 目、雑入の主な増減は、後期高齢者医療療養給付費過年度分 784 万 7 千円の全額増、湯川村学校給食業務受託料 280 万 3 千円の増、過年度障がい者福祉負担金が国・県あわせて 890 万 9 千円の増、コミュニティ助成事業が 1,600 万円

の増、過年度農用地等災害復旧事業費県補助金 515 万 7 千円の全額増、柳田地区の発掘調査事業委託料 1,730 万 2 千円の全額減、多面的機能支払交付金返還金は 5 年間の精算年で 4,172 万 9 千円の減、プレミアム付き商品券販売収入 1,928 万 8 千円の全額減、保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料 945 万 7 千円の全額増など合わせて 2,860 万 9 千円減の 1 億 417 万 1 千円となったものであります。

45 ページ、46 ページをご覧ください。

20 款 1 項 1 目、町債の総務債は、地域づくり推進事業が 1,520 万円減の 1,800 万円となりました。2 目、民生債は、子育て支援事業が民間保育施設の町負担で 230 万円減の 2,350 万円、児童医療費助成事業が 460 万円の全額増となり、230 万円増の 2,810 万円となりました。3 目、衛生債は、会津西部斎苑整備事業で 160 万円増の 200 万円となりました。4 目、農林水産業債は、農業用河川工作物応急対策が栗村堰の改修で 70 万円増の 500 万円、ため池等整備が大窪、泥布沢のため池改修で 130 万円増の 190 万円などにより合計で 120 万円増の 690 万円となりました。5 目、土木債は、町道改良整備が南幹線の改良で 100 万円増の 850 万円、除雪機械整備事業が 8 トンドーザ 1 台の更新で 650 万円減の 450 万円、橋りょう整備が長井橋の補修等で 700 万円減の 1,290 万円、町営住宅整備が古町川尻住宅 2 号棟給水設備の改修で 200 万円減の 1,070 万円、河川改修整備が境ノ沢水路整備で 310 万円の全額増、緊急浚渫推進事業が五つの河川分で 800 万円の全額増となり合計 430 万円減の 4,880 万円となりました。未収入分の 1,070 万円は橋りょう点検・長井橋改修で翌年度に繰り越したものでございます。6 目、消防債は、消防施設整備事業として広域市町村圏整備組合への負担金 350 万円減の 1,500 万円となりました。7 目、教育債は、ブロック塀・冷房設備整備事業が 1 億 1,620 万円の全額減、学校情報通信ネットワーク環境整備が 3,010 万円の全額増、公民館施設整備が中央公民館のエレベーター改修で 470 万円の全額増、通園通学安全対策が幼稚園児バス通園等の委託で 3,200 万円の減、学校給食センター運営事業が 780 万円の全額増などにより 1 億 560 万円減の 5,030 万円となったものでございます。

47、48 ページをご覧ください。

8 目、臨時財政対策債は普通交付税算定に伴い発行可能額が算定され 82 万 6 千円減の 1 億 8,587 万 8 千円となりました。9 目、公共土木災害復旧債は農地農業施設災害復旧事業債が単独災害 8 ヲ所分で 510 万円減の 150 万円、公共土木災害復旧債が船杉の農用地災害復旧等で 490 万円増の 530 万円となり合計で 20 万円減の 680 万円となりました。10 目、減収補填債は地方消費税交付金等の減収分の起債で 1,550 万円の全額増となりました。

21 款 1 項 1 目、法人事業税交付金は、法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、令和 2 年度から新規で創設されたもので 660 万 2 千円の全額増となったものです。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時 05 分）

再開を 2 時 15 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午後 2 時 15 分)

説明願います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

次に歳出についてご説明いたします。

49 ページから 52 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、議会費は議員 2 名減により議員報酬が 538 万 5 千円の減、一般職員が 1 名減により給料が 383 万 7 千円と職員手当等が 384 万 7 千円の減、議員共済会負担金が負担率改正により 250 万 3 千円の減、旅費が 182 万 3 千円の減により 1,735 万 3 千円減の 8,029 万 4 千円となりました。

51 ページ、52 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、一般管理費は 145 万 3 千円減の 6 億 908 万 5 千円となりました。1 節、報酬では会計年度任用職員制度の適用により駐在員報酬 1,725 万 9 千円の全額減、臨時運転手報酬 672 万 1 千円の全額減、会計年度職員運転手報酬 26 万 3 千円の全額増、2 節、給料は一般職給料が人事異動により 584 万 1 千円の減、会計年度職員運転手給料 471 万 8 千円の全額増、3 節、職員手当等は 437 万 5 千円の増となりました。

53 ページ、54 ページをご覧ください。

4 節、共済費は、職員共済組合負担金の減などにより 217 万 8 千円の減、7 節、報償費は、ふるさと納税の増加により寄附者返礼品 345 万 7 千円の増、駐在員報償費 1,721 万 6 千円の全額増、町功労者表彰 20 万 2 千円の増、9 節、交際費は 63 万 6 千円の減となりました。

55、56 ページをご覧ください。

10 節、需用費は、修繕料が 184 万 2 千円の増、11 節、役務費は通信運搬費が 111 万 1 千円の増、決済手数料がふるさと納税の増などにより 40 万 7 千円の増、傷害保険料が駐在員等の傷害保険で 27 万 1 千円の全額増などで 1,536 万 6 千円となりました。

57 ページ、58 ページをご覧ください。

12 節、委託料は、廃棄物処理が町有施設 5 ヲ所の P C B 分析で 26 万 4 千円の全額増、職員検診等が受診者の増で 83 万 1 千円の増、危険物貯蔵所等休廃止が旧若宮小の地下タンク分で 38 万 9 千円の全額増、民事事件弁護士が 36 万 4 千円の全額増などにより 1,552 万 1 千円となりました。13 節、使用料及び賃借料は、ふるさと納税を促進するため「ふるさとチョイス」を活用しているライセンス使用料 255 万 7 千円の増などにより

560万5千円となりました。

59ページ、60ページをご覧ください。

14節、工事請負費は、役場本庁舎の空調整備による庁舎等整備工事397万9千円の全額増などで416万8千円となりました。18節、負担金補助及び交付金は、職員互助会交付金の82万2千円の増などにより365万3千円となりました。21節、賠償金補填及び賠償金は情報公開に関する分で12万4千円の全額増となりました。2目、文書広報費は広報発行部数の減による印刷製本費の減などで76万7千円減の402万3千円となりました。3目、財政管理費は消耗品費の増などにより38万8千円増の161万4千円となりました。

61、62ページをご覧ください。

4目、会計管理費は9万3千円減の224万円となりました。

5目、財産管理費は2,743万6千円増の3億984万7千円となりました。12節、委託料は、旧中岩田住宅用地の売却へ向けた測量設計委託37万8千円の増、不動産鑑定委託43万8千円の全額増などで226万3千円となりました。

63、64ページをご覧ください。

24節、積立金は財政調整基金7,145万9千円の減、減災基金1,500万円の全額増、公共施設整備基金2,020万7千円の減、行政センター建設基金1億47万円の増で3億586万円となったものでございます。

6目、企画費は、1,036万6千円減の1億2,879万2千円となりました。1節、報酬は地域おこし協力隊1名分68万5千円の全額増となりました。2節、給料は地域づくりコーディネーター給料1,515万1千円の全額増、7節、報償費がコミュニティセンター長報償で報酬から科目変更で156万1千円の全額増となったものでございます。

65、66ページをご覧ください。

10節、需用費は修繕料435万7千円の減、12節、委託料は、まちづくりセンターと地区コミュニティセンターを直営とし、まちづくりセンター運営委託167万9千円の全額減、地域づくり推進事業3,833万6千円の全額減となりました。

67ページ、68ページをご覧ください。

13節、使用料及び賃借料は地方バス運行維持対策定期券98万2千円の増、路線バス乗車券の48万9千円の減、14節、工事請負費は広瀬コミュニティセンターの給水管改修工事等により509万円の増、18節、負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行173万5千円の減、「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業291万3千円の増、地域づくり交付金380万5千円の減となったものでございます。

69、70ページをご覧ください。

7目、交通安全対策費は交通安全教育専門員報酬を全額減とし、交通安全教育専門員報償を全額増、道路反射鏡工事45万6千円の増などにより55万2千円増の247万1千円となりました。

8目、電算管理費は217万7千円増の7,460万9千円となりました。

71、72ページをご覧ください。

12 節、委託料の電子計算機保守点検委託がシステム改修作業の一部終了により 102 万 1 千円の減、13 節、使用料及び賃借料のライセンスが 112 万 4 千円の減、電子計算機器等賃借料が福祉・固定資産税評価・公営住宅管理システムを賃借としたため 237 万 3 千円の増、18 節、負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構負担金がマイナンバー連携システム開発で 84 万 3 千円の増となりました。

9 目、地方創生費は、移住・定住支援のおためし住宅の維持管理料で 16 万円減の 46 万 4 千円となりました。

73、74 ページをご覧ください。

11 目、特別定額給付費は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特別定額給付金で 10 万円を 1 万 5,585 人に給付し 15 億 6,753 万 1 千円となりました。12 目、用地対策費は 2 項道路分筆の測量設計等で 28 万円の全額増となりました。

75、76 ページをご覧ください。

13 目、地方創生臨時対策費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「会津坂下町生活支援事業」を実施したもので 2 億 9,182 万 4 千円の全額増となりました。1 節から 4 節は、コロナ対策で追加した人件費となります。10 節、需用費は全戸配付用及び備蓄用マスクや消毒液など、また避難所用ダンボールベッド、コロナ感染防止のための費用で 3,701 万 4 千円となりました。12 節は設計監理がテレワークセンターの実設計等で 1,451 万 1 千円、インフルエンザ予防接種助成 1,123 万円、学生支援事業が町観光物産協会への委託 416 万 1 千円などで 3,685 万 6 千円となりました。

77、78 ページをご覧ください。

14 節、工事請負費は、立木観音周辺広場の公衆トイレ建設工事 1,012 万円や、小中学校・コミュニティセンター等の網戸設置工事で 2,320 万 5 千円となりました。17 節は各施設の空気清浄機などで 1,776 万 4 千円となりました。18 節は、1 世帯当たり 2 千円の利用券を配布した糸桜里の湯温泉利用券 1,133 万円、水道料金減免補助 3,951 万 8 千円、プレミアム付商品券の 30%分プレミアムで 4,703 万 9 千円、国の基準日以降に生まれた子供に対する特別定額給付金 710 万円。

続いて 79、80 ページをご覧ください。

事業を継続するための地域農業持続化支援 3,271 万 3 千円、営業自粛協力応援金 795 万円、事業者に対する 3 万円の感染防止対策の応援金 1,032 万円、1 人 3 万円の学生就学継続給付 969 万円など 1 億 7,462 万 5 千円となったものです。21 節は中学校の修学旅行キャンセル料で 20 万円となりました。

2 項 1 目、税務総務費は、人事異動による給料・職員手当等の 288 万 1 千円の減と、81、82 ページをご覧ください。

22 節の法人税や住民税の修正申告等による過誤納還付金の 441 万円の増により 124 万 5 千円増の 7,187 万 4 千円となりました。2 目、賦課徴収費は令和元年度が固定資産税の評価替で鑑定委託料の減により 1,164 万 2 千円減の 196 万 9 千円となりました。

83、84 ページをご覧ください。

3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費は、910 万 6 千円増の 4,392 万 7 千円となりました。2

節は会計年度任用職員給料 77 万円の全額増、3 節の 56 万 1 千円増、

85、86 ページをご覧ください。

12 節、委託料戸籍附表システム改修 249 万 7 千円全額増、13 節戸籍基本台帳ネットワークシステム賃借料 53 万円の増、18 節地方公共団体情報システム機構分 460 万 8 千円増となりました。

4 項 1 目、選挙管理委員会費は 10 万 2 千円増の 709 万 4 千円となりました。

87、88 ページをご覧ください。

2 目、選挙啓発費は選挙がなかったため全額減となったものです。

5 項 1 目、統計調査費の統計調査総務費は職員給料・手当等の減により 296 万 9 千円減の 387 万 2 千円となりました。

2 目、総務統計費は経済センサス、3 目、農林統計費は世界農林業センサス、4 目、商工統計費は工業統計調査、5 目、教育統計費は学校基本調査の事務費となっております。

89、90 ページをご覧ください。

6 目、国勢調査費は国勢調査の本調査を実施したもので、調査員の報酬などで 722 万 4 千円となりました。

6 項 1 目、監査委員費は、1 万 6 千円増の 58 万 1 千円となりました。

91、92 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費は 3,283 万 3 千円減の 8 億 962 万 5 千円となりました。減額の主なものは令和元年度に実施した消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業で 2,676 万 1 千円の減となったものです。2 節及び 3 節は職員手当等は 320 万 1 千円の増となりました。

93、94 ページをご覧ください。

18 節、負担金補助及び交付金は県後期高齢者医療広域連合負担金が 193 万 4 千円の減、後期高齢者医療療養給付費が過年度分を含め 886 万円の減、27 節は国民健康保険特別会計繰出金が人件費の減により 1,263 万 4 千円の減、保険特別会計繰出金が保険料軽減額の増加に伴う低所得者保険料軽減分の増などにより 1,665 万 9 千円の減となったものです。

95、96 ページをご覧ください。

2 目、障がい者福祉費は居宅介護の利用件数の増加等による自立支援給付費で 2,073 万 7 千円の増などにより 2,269 万 1 千円増の 3 億 5,543 万 7 千円となりました。

97、98 ページをご覧ください。

3 目、老人福祉費は 18 節の地域医療介護総合確保基金事業補助金が 615 万 6 千円の全額減、19 節の老人ホーム保護措置費が 387 万 6 千円の増などで 211 万 9 千円減の 4,874 万 5 千円となりました。

4 目、国民年金費は 2 万 1 千増の 25 万 7 千円であります。

2 項 1 目、児童福祉総務費は 644 万 2 千円減の 3,475 万 6 千円となりました。1 節から 4 節までは、子育てふれあい交流センターの人件費であります。

101 ページ、102 ページをご覧ください。

12 節、委託料は、ホームスタート事業である家庭支援スタッフ訪問事業 75 万 8 千円の減、放課後児童健全育成事業 47 万 2 千円の減となっております。

2 目、児童措置費は 19 節、児童手当該当者数が減少したことによる 653 万 5 千円の減などにより 661 万 3 千円減の 2 億 281 万 6 千円となりました。

3 目、母子福祉費は 19 節、対象児童数の減少による乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、児童医療費の減などにより 1,493 万 5 千円減の 4,592 万 9 千円となりました。

103 ページ、104 ページをご覧ください。

4 目、児童福祉施設費は 978 万 7 千円増の 2 億 8,482 万 1 千円となりました。1 節から 3 節までは保育所の人件費で、職員が 1 名減と会計年度任用職員制度の適用により 1,892 万 4 千円の増となったものです。

105、106 ページをご覧ください。

12 節の給食業務委託は、人件費の増などにより 109 万 8 千円増の 2,325 万 7 千円となりました。

107 ページ、108 ページをご覧ください。

17 節の厨房調理機器類は食器洗浄機の購入により 104 万 5 千円の全額増となりました。18 節の施設型給付費は、町内外の延べ 12 施設で月平均 62 人への給付で 1,014 万 9 千円減の 1 億 1,206 万 4 千円となりました。22 節の過年度返還金は、子どものための教育・保育給付交付金及び施設型給付金の交付額確定による返還金で 82 万 4 千円となりました。

5 目、臨時福祉給付費は「子育て世帯臨時特別給付金」で 1 人当たり 1 万円を 1,767 人に給付したものであります。システム開発費などと合わせ 1,897 万 3 千円の全額増となりました。

109 ページ、110 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費は 1,224 万 7 千円減の 1 億 936 万 5 千円となりました。2 節及び 3 節は職員が 1 名減となり 1,094 万 1 千円減の 4,634 万円となったものです。

111 ページ、112 ページをご覧ください。

18 節の救急医療等体制支援事業補助金は、不採算地区公的病院等に該当する坂下厚生病院に対運営助成として補助を行うものであり、関係市町村分も合わせ前年度同額の 5,407 万 8 千円となったものでございます。

2 目、予防費は 470 万 3 千円減の 6,482 万 8 千円で 1 節は臨時保健師報酬 179 万 9 千円が全額減となっております。

113 ページ、114 ページをご覧ください。

12 節は妊婦等健康診査で 117 万 6 千円の減などで、179 万 4 千円減の 6,145 万 6 千円となりました。

3 目、環境衛生費は 367 万 8 千円増の 2,077 万 7 千円となりました。1 節から 4 節は食品放射能検査に関する人件費で会計年度任用職員制度の適用により増減しております。7 節の資源ごみ回収報償金は清掃費から移管したことにより 86 万 4 千円の全額増となりました。

115、116 ページをご覧ください。

18 節の合併処理浄化槽設置整備補助の増により 151 万 2 千円増の 891 万 6 千円となりました。

4 目、斎苑管理運営費は 521 万 9 千円減の 4,080 万 9 千円となりました。12 節の会津西部斎苑管理運営が 144 万 4 千円の減で 2,766 万 4 千円、18 節の会津西部斎苑連絡協議会への負担金が 303 万 9 千円減の 813 万 1 千円となりました。

5 目、新型コロナウイルス対策費は新型コロナウイルス感染症に対応するため、発熱外来の設置運営やワクチン接種体制の確保を行ったもので 1,923 万 2 千円の全額増となりました。

117、118 ページをご覧ください。

10 節はマスクや消毒液等で 704 万円となりました。12 節は発熱外来の設置運営業務 582 万円、ワクチン接種券の印刷・封入 138 万円、コールセンター運営 84 万 2 千円などで 816 万 9 千円となりました。17 節は各施設の非接触型温度測定器などで 95 万 5 千円となりました。18 節の保育環境改善等事業補助金は、民間保育施設の新型コロナウイルス感染症対策を実施するための補助で 277 万 9 千円となりました。

119 ページ、120 ページをご覧ください。

2 項 1 目、塵芥し尿処理費は 1,547 万 8 千円増の 1 億 8,343 万円となりました。12 節は一般廃棄物収集業務 377 万 5 千円の増、稲藁処理の一般廃棄物収集業務 1,006 万 3 千円の全額増などにより 1,423 万 3 千円増の 6,515 万 7 千円となりました。18 節は会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金の増により 211 万 4 千円増の 1 億 1,727 万 4 千円となりました。

5 款 1 項 1 目、労働諸費は 121 ページ、122 ページをご覧ください。18 節の新規雇用促進対策費 31 万円の減、工場誘致補助金 40 万円の減などにより 75 万 3 千円減の 795 万 8 千円となりました。

6 款 1 項 1 目、農業委員会費は、委員報酬の増などにより 4 万円増の 575 万 8 千円となりました。

123、124 ページをご覧ください。

2 目、農業総務費は 93 万 7 千円増の 6,359 万 8 千円となり 2 節及び 3 節は人件費 167 万 8 千円の増となりました。

125、126 ページをご覧ください。

3 目、農業振興費は 679 万 7 千円減の 8,983 万 8 千円となりました。

続いて 127、128 ページをご覧ください。

18 節の補助金は地域担い手育成支援事業が 558 万 7 千円の全額増、青年就農給付金は対象者数の減により 133 万 4 千円の減、ふくしまプライド日本酒の里確立事業が 30 万 3 千円の全額増、実り豊かなふくしまの産地整備事業が 500 万 7 千円の全額増となりました。交付金は、農地集積協力金が中間管理事業の利用者増加により 75 万 5 千円増の 453 万 9 千円となりました。

4 目、畜産業費は、肥育素牛導入事業補助金の増などにより 10 万 3 千円増の 45 万 2 千円となりました。5 目、農地費は 2,882 万 8 千円減の 2 億 2,191 万円となりました。

129、130 ページをご覧ください。

12 節、委託料は、基幹水利施設管理 228 万 9 千円の減などにより 107 万 4 千円減の 612 万 1 千円となりました。

131、132 ページをご覧ください。

18 節は県営ため池等整備事業 130 万 5 千円の増、防災ダム事業 151 万円の増により 365 万 2 千円増の 1 億 5,408 万 3 千円となりました。22 節は多面的機能支払交付金過年度分返還金で令和元年度が 5 年毎の清算だったため 3,129 万 6 千円減の 261 万 9 千円となりました。6 目、国土調査費は 7 千円増の 53 万 4 千円であります。

2 項 1 目、林業振興費は 3,388 万 3 千円増の 4,669 万 1 千円となりました。

133、134 ページをご覧ください。

12 節は「ふくしま森林再生事業」の繰越分が 3,595 万 9 千円の全額増となりました。

7 款 1 項 1 目、商工総務費は、2 節及び 3 節の減などにより 279 万 7 千円減の 2,914 万 5 千円となりました。

135、136 ページをご覧ください。

2 目、商工業振興費は 685 万円減の 3,113 万 1 千円となりました。12 節の風評対策 P R 委託につきましてはコロナ禍による首都圏での活動の減などにより 230 万 9 千円の減、137、138 ページをご覧ください。20 節の中小企業育成資金が 400 万円の全額減となったものでございます。

3 目、観光費は、春日八郎おもいで館の管理委託料の減などにより 41 万 4 千円減の 2,190 万円となりました。

139、140 ページをご覧ください。

4 目、スキー場管理運営費は 2 万 1 千円増の 176 万 4 千円となりました。5 目、温泉施設管理料は 141、142 ページをご覧ください。21 節でコロナ感染症防止休業補償 380 万円の全額増などにより 347 万 1 千円増の 5,861 万 4 千円となりました。

8 款 1 項 1 目、土木総務費は 894 万 9 千円減の 2,980 万円となりました。2 節及び 3 節は職員 1 名減により、919 万 7 千円減の 2,799 万 2 千円となりました。

143、144 ページをご覧ください。

2 項 1 目、道路橋りょう総務費は、道路愛護団体への報償費で 1 万 5 千円減の 34 万 5 千円となりました。

2 目、道路維持費は 8,299 万 8 千円増の 2 億 400 万 4 千円で、2 節及び 3 節は除雪オペレーターの人件費で、会計年度任用職員制度の適用と時間外手当等の増により 511 万 9 千円の増となりました。10 節は燃料費 232 万円の増、除雪機械修繕 251 万 1 千円の増となりました。

145、146 ページをご覧ください。

13 節の除雪機械は出動回数の増により 7,103 万 6 千円の増、14 節は道路修繕 523 万 4 千円の増、道路安全施設工事 412 万 7 千円の増、17 節は 8 トン除雪ドーザ 1 台の購入により 585 万 2 千円の減となりました。

147、148 ページをご覧ください。

3 目、道路新設改良費は道路整備工事費の増により 1,915 万円増の 3,116 万 1 千円となりました。4 目、街路灯費は、電気料、修繕料の減により 188 万 6 千円減の 1,292 万 8 千円となりました。5 目、防雪サブセンター管理費は 2 万 2 千円増の 58 万 9 千円となりました。

149、150 ページをご覧ください。

6 目、橋りょう新設改良費は橋りょう整備工事費の減などにより 2,926 万 3 千円減の 3,472 万 2 千円となりました。

3 項 1 目、河川総務費は浄化業務委託料の減により 9 万 4 千円減の 283 万 5 千円となりました。2 目、河川維持費は河川維持工事費の増などにより 1,045 万 5 千円増の 1,832 万 1 千円となりました。

4 項 1 目、都市計画総務費は、職員の 1 名減などにより 634 万 6 千円減の 2,517 万 3 千円となりました。

151、152 ページをご覧ください。

2 目、土地区画整理費は 27 節の繰出金の減により 1,334 万 1 千円減の 9,422 万 7 千円となりました。3 目、街路事業費は 2 万 3 千円減の 371 万 5 千円となりました。4 目、下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金として 2,933 万 3 千円減の 8,984 万 2 千円となりました。5 目、都市下水路費は、施設修繕 122 万 5 千円の増、市街地用排水路整備工事 112 万 2 千円の減などにより、4 万 4 千円減の 357 万 9 千円となりました。6 目、公園費は、232 万 1 千円増の 4,301 万 2 千円となったものでございます。

153、154 ページをご覧ください。

14 節は公園整備工事が 67 万 4 千円の増、工作物等除却工事が 49 万 5 千円の全額増となりました。7 目、街なみ環境整備事業費は、2 万 1 千円減の 15 万 1 千円となりました。

8 款 5 項 1 目、住宅管理費は 1,632 万円減の 3,161 万 2 千円となったものです。

155、156 ページをご覧ください。

14 節は古町川尻団地の外壁及び給水設備等改修工事の 1,776 万 3 千円減により 1,943 万円となりました。

157、158 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目、非常備消防費は、456 万 2 千円減の 3 億 1,651 万 3 千円となりました。1 節は出動手当の増により 44 万円増の 1,900 万 2 千円となりました。

159、160 ページをご覧ください。

18 節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は 411 万 1 千円減の 2 億 6,542 万 1 千円となりました。2 目、消防施設費は火の見櫓撤去等工事 68 万 2 千円の全額増、上町の地下式消火栓の更新等による消火栓維持管理負担金 442 万円の全額増により 481 万 4 千円増の 517 万 6 千円となりました。3 目、水防費は出動手当減、重機等賃借料増などにより 12 万円増の 55 万 1 千円となりました。

161、162 ページをご覧ください。

10 款 1 項 1 目、教育委員会費は、8 千円減の 96 万円となりました。2 目、事務局費は 300 万 5 千円減の 5,250 万 2 千円となりました。1 節が学校教育アドバイザー 276 万 2 千

円の全額増、スクールソーシャルワーカーは報償費から科目変更により 418 万 9 千円の全額増となりました。2 節及び 3 節が 552 万 2 千円減の 4,408 万円となっております。

165、166 ページをご覧ください。

3 目、子ども支援費は職員の 1 名増による給料 468 万 3 千円の増、職員手当等 73 万 1 千円の増、賃金 215 万 2 千円の全額減により 204 万 6 千円増の 4,626 万 5 千円となりました。

2 項 1 目、小学校費の学校管理費は 7,289 万 3 千円減の 5,242 万 6 千円となりました。10 節は施設修繕の増などで 179 万 6 千円増の 2,015 万 7 千円となっております。

169、170 ページをご覧ください。

17 節は、小学校の机椅子購入などで 371 万 1 千円の全額増となりました。

2 目、教育振興費は 4,485 万 6 千円増の 6,087 万円となりました。1 節は、会計年度任用職員制度の適用により、特別支援教育支援員報酬が賃金との比較で 201 万 2 千円の増となっております。

171、172 ページをご覧ください。

10 節は教科書改訂の指導書購入で 1,001 万 3 千円の増、14 節は G I G A スクールの学校ネットワーク環境整備で 3,320 万 9 千円の全額増となりました。

3 項 1 目、中学校費の学校管理費は 7,389 万 2 千円減の 3,417 万 3 千円となりました。

173、174 ページをご覧ください。

11 節は遠距離通学用定期券代の減などにより 202 万 8 千円の減となりました。

175、176 ページをご覧ください。

14 節は中学校空調設備工事の終了などにより 6,909 万 4 千円の減となりました。18 節の選手派遣費補助金は 202 万 5 千円減となりました。

2 目、教育振興費は G I G A スクールで 1 億 2,406 万 5 千円増の 1 億 4,094 万 8 千円となりました。12 節は設計管理委託の全額増、電子計算機器保守点検 91 万 6 千円の増、電算機器等設定委託の全額増、情報通信ネットワーク環境整備の全額増となったものでございます。

177、178 ページをご覧ください。

13 節はライセンス使用料の全額増、電子計算機器等賃借 181 万円の増となりました。

14 節は情報通信機器配線等工事の全額増となっております。17 節につきましては、義務教育教材の購入の増により 6,072 万 1 千円の増となりました。

4 項 1 目、幼稚園費は 1,907 万 5 千円減の 1 億 7,756 万 7 千円となりました。1 節から 3 節は職員の異動と会計年度任用職員制度の適用により 319 万 7 千円の増となりました。

181、182 ページをご覧ください。

12 節、委託料は通園運転業務の減などにより 861 万 2 千円の減となりました。

183、184 ページをご覧ください。

5 項 1 目、社会教育総務費は、3 節の減により 128 万 9 千円減の 3,889 万 1 千円となりました。

185、186 ページをご覧ください。

2 目、公民館費は、会計年度任用職員制度の適用による人件費の増、中央公民館のエレベーター改修などにより、1,102 万 2 千円増の 2,550 万 3 千円となりました。

187、188 ページをご覧ください。

3 目、町史編さん費は、臨時職員賃金の全額減などにより 140 万 7 千円減の 86 万 3 千円となりました。

189、190 ページをご覧ください。

4 目、埋蔵文化財発掘調査費は 1,426 万 7 千円減の 1,313 万 2 千円となりました。開発に伴う柳田地区の発掘調査が完了したため、1 節から 3 節が 1,044 万 5 千円の減、10 節が 276 万 5 千円の減となりました。

5 目、指定文化財管理費は、293 万 4 千円増の 511 万円となりました。

191、192 ページをご覧ください。

1 節は、仏像悉皆調査の国庫補助金の活用により会計年度任用職員報酬が全額増となりました。18 節は旧大法院薬師堂、恵隆寺の文化財修復などにより 122 万 3 千円の増となりました。

193、194 ページをご覧ください。

6 目、美術館費は、施設管理委託費の増などにより 6 万 8 千円増の 131 万 4 千円となりました。

6 項 1 目、保健体育総務費は 166 万 9 千円減の 1,520 万 4 千円となりました。ふくしま駅伝が直営事業となり 2 節の会計年度職員給料が全額増、3 節、職員手当等は 135 万 8 千円の増となったものでございます。

195、196 ページをご覧ください。

12 節のスポーツ振興事業委託が 443 万 1 千円の減、18 節、ふくしま駅伝実行委員会への負担金が全額増となりました。

2 目、学校給食費は 2 万 9 千円増の 1 億 9,323 万 5 千円となりました。

197、198 ページをご覧ください。

10 節は、施設修繕 157 万 9 千円の減、賄材料費が夏休み短縮による喫食数の増により 273 万 8 千円の増などにより 117 万 4 千円増の 1 億 2,011 万 9 千円となりました。

12 節は、給食搬送等委託の増などにより 51 万 3 千円増の 5,505 万 2 千円となりました。

199、200 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目、農業施設災害復旧費は、台風 19 号の被災による繰越分の災害復旧工事の増などにより 867 万 6 千円増の 2,481 万 8 千円となりました。

201、202 ページをご覧ください。

2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費は東松 3 号線、滝沢川などの災害復旧工事で 259 万 3 千円増の 531 万 4 千円となりました。

12 款 1 項 1 目、公債費 元金は、30 年度借入分として、坂下消防署新築に係る広域負担金、幼稚園児送迎バス乗降所整備事業、ブロック塀・冷房設備整備事業などの償還が開始され償還金 1,505 万 7 千円増の総額 10 億 5,201 万円となりました。2 目、利子は、

長期債利子の減により 1,059 万円減の 4,536 万 1 千円となりました。

最後に、昨年度ありました水道事業支出金は、町水道特別会計の広域化事業に係る地方債償還と、広域用水事業会計の広域化事業に係る地方債償還の終了により 923 万 6 千円の全額減となっております。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 3 時 04 分）

再開は 3 時 15 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 3 時 15 分）

次に、議案第 58 号から議案第 60 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第 58 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて 議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款、国民健康保険税から、8 款、諸収入までの歳入合計で収入済額は 18 億 3,909 万 479 円です。

4 ページをお開きください。

歳出については、1 款、総務費から 9 款、予備費までの歳出合計で、支出済額は 17 億 6,203 万 2,251 円であり、5 ページの歳入歳出差引残額 7,705 万 8,228 円となりました。

説明は、事項別明細書により行いますので、事項別明細書の 1 ページをお開き願います。款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入です。

1 款、国民健康保険税 3 億 5,899 万 3,194 円、対前年比 1,491 万 4,797 円、3.9%の減。1 項の国民健康保険税と同額でございます。調定に対する徴収率は 89.62%となっております。

4 ページをお開きください。

2 款、使用料及び手数料 6 万 90 円は、1 項 1 目、保健使用料であり、令和 2 年度より町公共施設使用に関する規則の制定により健康管理センターの利用料です。

3 款、国庫支出金 348 万 2,000 円は、新型コロナウイルスによる国保税減免額の国分として災害臨時特例補助金 159 万円と国保制度関係業務事務費補助金 189 万 2,000 円があります。

4 款、県支出金 11 億 8,692 万 7,969 円は、保険給付費等交付金などであり、4 ページの下から 9 行目の備考欄にありますとおり、普通交付金は保険給付に要する費用となっており、次の「保険者努力支援分」は、保険者の事業への取り組み状況により県が評価し、対前年比 49 万 6,000 円増の 749 万 7,000 円の交付を受けたところでございます。

6 ページをお開きください。

6 款、繰入金 1 億 5,596 万 6,628 円、対前年比 1,263 万 4,015 円、7.5%の減。本町においては、いわゆる法定内での一般会計からの繰り入れの部分でございます。

8 ページをお開きください。

7 款、繰越金 1 億 2,578 万 2,888 円、対前年比 1,622 万 7,617 円、14.81%の増となっております。

8 款、諸収入 787 万 7,220 円、対前年比 288 万 586 円、26.7%の減となっております。うち 1 項、延滞金加算金及び過料 321 万 8,254 円。2 項、預金利子 1,837 円、3 項、雑入 465 万 7,129 円となっております。

10 ページをお開きください、歳入合計ですが、一番下の段です。

当初予算額 18 億 5,665 万 3,000 円、補正予算額 4,351 万 7,000 円、予算の計ですが 19 億 17 万円、調定額 18 億 8,065 万 538 円、収入済額 18 億 3,909 万 479 円で、収入額の対前年比は 7,174 万 3,891 円、3.75%の減となっております。不納欠損額 559 万 6,674 円。収入未済額 3,596 万 3,385 円となりました。

次に歳出でございます。12 ページをお開き願います。説明については歳入と同じように、款、項、支出済額の順に説明し、特記事項がある場合のみ備考欄の説明とさせていただきます。

1 款、総務費 5,224 万 9,615 円、対前年比 483 万円 5,806 円、8.4%の減。うち 1 項、総務管理費 4,947 万 575 円。

14 ページをお開きください。

2 項、徴税費 177 万 8,136 円となっております。3 項、運営協議会費 30 万 9,082 円。

16 ページをお開きください。

4 項、趣旨普及費 3 万 4,551 円。5 項、収納率等特別対策事業費 65 万 7,271 円となっております。

続いて、2 款、保険給付費 11 億 6,141 万 5,683 円、対前年度比 3,909 万 6,396 円、3.25%の減となっております。

この保険給付費に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えなどにより給付費は減少、1 人当たりの医療費についても減少しております。うち、1 項、

療養諸費 10 億 648 万 1,609 円。

18 ページをお開きください。

1 目、一般被保険者療養給付費、18 節、負担金補助金及び交付金の中の補助金 548 万 6,871 円は医療費無料分として一般会計繰出金の対象となるものです。2 項、高額療養費 1 億 5,091 万 2,814 円。

20 ページをお開きください。

3 項、移送費はありませんでした。4 項、出産育児諸費 252 万 1,260 円、6 件分の給付でございます。5 項、葬祭諸費 150 万円、30 人分に対する給付です。

続いて、3 款、国民健康保険事業費納付金 4 億 5,654 万 4,374 円、対前年比 2,651 万 6,758 円、5.4%の減です。こちらに関してましは、財政運営の責任主体であります県に対しての納付金でございます。うち 1 項、医療給付分 3 億 1,087 万 4,294 円。

22 ページをお開きください。

2 項、後期高齢者医療支援金等分 1 億 599 万 8,171 円。3 項、介護納付金分 3,967 万 1,909 円です。

続いて、5 款、保険事業費、2,038 万 7,989 円。対前年比 283 万 8,415 円、12.2%の減でございます。特定健診の受診率は、コロナ禍の中で予約制とし実施し、混雑もなくスムーズに健診を実施いたしました。対前年比 8.8 ポイント減の 32.6%となりました。

24 ページをお開きください。

2 項 1 目、保健衛生普及費 11 節、役務費の郵便料、及び 12 節、委託料の共同電算処理医療費通知、は医療費のお知らせ通知、ジェネリック医薬品の通知に関する業務です。同じく 2 目、疾病予防費の中の 12 節、委託料、人間ドックは、49 名の方が受診されました。

続いて、26 ページをお開きください。

6 款、基金積立金 7,000 万 490 円、対前年比 5,000 万 192 円の増で、令和 2 年度末の残高は 1 億 2,003 万 7,279 円となっております。

7 款、公債費はございません。

8 款、諸支出金 143 万円 4,100 円、対前年比 26 万 7,952 円の増となっております。

28 ページをお開きください。

続いて、9 款、予備費はございませんでした。

以上、歳出合計、当初予算額 18 億 5,665 万 3,000 円、補正予算額 4,351 万 7,000 円。予算計 19 億 17 万円、支出済額 17 億 6,203 万 2,251 円、不用額 1 億 3,813 万 7,749 円となっております。

続きまして、29 ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額 18 億 3,909 万円、歳出総額 17 億 6,203 万 2 千円、歳入歳出差引額 7,705 万 8 千円、実質収支額は 7,705 万 8 千円です。

30 ページは財産に関する調書でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第 59 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計 歳入歳出決算認

定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款、保険料から、9 款、諸収入までの歳入合計で収入済額 22 億 9,679 万 8,532 円です。

4 ページをお開きください。

歳出については、1 款、総務費から 6 款、予備費までの歳出合計で、支出済額は 21 億 8,870 万 7,403 円であり、5 ページの歳入歳出差引残額 1 億 809 万 1,129 円となりました。

令和 2 年度の決算につきましては、平成 30 年度から令和 2 年度までの第 7 期会津坂下町介護保険事業計画に定められた 3 年間の事業の 3 年目の事業実施内容となります。この 3 年間の期間中の事業費に合わせる計算で保険料及び給付費を設定しております。事業計画書に定めた給付費等に対する年目の事業実績執行割合は、見積りよりは少ない状況でありました。

介護保険は 65 歳以上の第 1 号被保険者の方が主体であります。全国的に高齢化が進み、第 1 号被保険者の人数は増加しております。本町でも、令和元年に対しまして、令和 2 年は 79 人増の 5,625 人となっており、介護認定率では 21.0%となっているところでございます。

説明は、事項別明細書により行いますので、事項別明細書の 2 ページをお開き願います。国保同様、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入でございます。

1 款、保険料 4 億 3,571 万 4,917 円、前年対比は 129 万 1,194 円、0.29%の減。調定に対する収納率は 98.99%となっております。

2 款、使用料及び手数料は、配食サービス手数料の 29 万 3,700 円は自己負担額 300 円で 979 食分の内訳でございます。

3 款、国庫支出金 5 億 2,752 万 3,480 円、前年対比 1,830 万 945 円、3.3%の減。うち国庫負担金 3 億 4,941 万 150 円。2 項、国庫補助金 1 億 7,811 万 3,330 円でございます。

4 ページをお開きください。

4 款、支払基金交付金 5 億 5,417 万 6,000 円、対前年比 2,591 万 4,000 円、4.9%の増でございます。

5 款、県支出金 3 億 924 万 475 円、前年対比 818 万 6,487 円、2.5%の減です。うち、1 項、県負担金 2 億 9,735 万 7,000 円。2 項、県補助金 1,188 万円 3,475 円です。

6 款、財産収入 1,807 円。

7 款、繰入金 3 億 3,646 万 4,204 円、前年対比 1,665 万 8,949 円、5.2%の増でございます。

6 ページをお開きください。

8 款、繰越金 1 億 2,638 万 1,290 円、前年対比 256 万 2,669 円、1.9%の減でございます。

9 款、諸収入は 700 万 2,659 円、前年対比 699 万 2,956 円の増、8 ページをお開きください。うち 2 項、預金利子 2,634 円、3 項、雑入は、成年後見人申立手数料 3 万円、過年度分支払基金給付費負担金 697 万 25 円でございます。

歳入の合計ですが、一番下の段です。当初予算額が 21 億 5,022 万円、補正予算額 1 億 7,665 万 2,000 円。予算現額の計でございますが 23 億 2,687 万 2,000 円、調定額 23 億 170 万 1,771 円、収入済額が 22 億 9,679 万 8,532 円で収入額の対前年比は 1,928 万 4,609 円、0.8%の増でございます。不納欠損が 27 万 5,890 円、収入未済額が 462 万 7,349 円になります。

次に歳出でございます。10 ページをお開きください。歳出につきましても歳入と同様の説明とさせていただきます。支出済額で説明いたします。

1 款、総務費 5,374 万 1,237 円、対前年比 3 万 5,053 円の増となります。

12 ページをお開きください。

2 款、保険給付費 19 億 8,735 万 5,923 円、対前年比 5,448 万 1,756 円、2.8%の増となっております。うち 1 項、介護サービス等諸費 18 億 1,037 万 647 円。

14 ページをお開きください。

2 項、介護予防サービス等諸費 1,209 万 6,382 円。3 項、その他諸費 135 万 1,922 円。

16 ページをお開きください。

4 項、高額介護サービス等費 4,577 万 4,620 円。5 項、高額医療合算介護サービス等費 468 万 1,425 円。6 項、特定入所者介護サービス等費 1 億 1,308 万 927 円でございます。給付費の状況ですが、大きく分けると、居宅サービス費と施設サービス費で全体の 77%を占めます。支出の大きいところでは、居宅サービス費では通所介護・訪問介護になります。なお、コロナ禍の影響もあり通所介護は減、訪問介護は増となっております。施設サービス費では、一番多いのが介護老人福祉施設、いわゆる特養になります。2 番目が老人保健施設、老健施設になります。こちらもコロナ禍の影響により特養が増となっております。

18 ページをお開きください。

3 款、地域支援事業費 7,484 万 7,000 円、前年対比 39 万 3,790 円、0.52%の減。うち 1 項、介護予防・生活支援サービス事業費 4,264 万 7,580 円、2 項、一般介護予防事業費 374 万 4,976 円、予防事業の内容ですが、関節痛予防教室、ニコニコ教室、いきいきふれあいサロン事業、などを実施してまいりました。

20 ページをお開きください。

3 項、包括的支援事業等費・任意事業費 2,827 万 7,865 円、については、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託したものが主な内容となっておりますが、4 目、任意事業費の中の 19 節、扶助費 43 万 2 千円は、22 ページをお開きください。成年後見人町長申立てのうち、生保等該当者への後見人報酬の助成であります。

同じく 5 目、在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進するためのものであり、同じく 6 目、生活支援体制整備事業費は、医療介護サービスのみならず、多様な事業主体と連携しながら、日常生活の支援体制の充実を図っていくものであります。同じく 7 目認知症総合支援事業の内容ですが、専門知識を有する方による早期の認知症悪化防止のための支援、また、認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、総合的支援の体制構築づくりに関する経費でございます。

24 ページをお開きください、

4 項、その他の諸費は 11 万 8,958 円。5 項、高額介護予防費相当事業 5 万 7,621 円。

4 款、諸支出金 4,276 万 3,243 円。これは前年度の給付費精算に係る国や県への負担金や補助金の精算が主な内容になります。

5 款、基金積立金 3,000 万円、前年対比 2,000 万円の減になります。これによりまして、令和 2 年度末の基金残高が 2 億 1,224 万 7,000 円となり、これは、28 ページの財産に関する調書に掲載した内容でもあります。

26 ページをお開きください、

6 款、予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計、当初予算額 21 億 5,022 万円、補正予算額が 1 億 7,665 万 2,000 円、予算計が 23 億 2,687 万 2,000 円で、支出済額 21 億 8,870 万 7,403 円。支出済額の対前年比は 3,757 万 4,770 円、1.7%の増になりました。不用額が 1 億 3,816 万 4,597 円です。

27 ページをお開きください。実質収支に関する調書になります。

歳入総額が 22 億 9,679 万 8 千円、歳出総額 21 億 8,870 万 7 千円、歳入歳出差引額 1 億 809 万 1 千円、実質収支額は 1 億 809 万 1 千円でございます。

28 ページは、財産に関する調書となります。

説明は以上でとなります。

続きまして、議案第 60 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて 議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款、後期高齢者医療保険料から、5 款、諸収入までの歳入合計で収入済額 1 億 9,163 万 5,745 円です。

4 ページをお開きください。

歳出については、1 款、総務費から 4 款、予備費までの歳出合計で、支出済額は 1 億 9,163 万 4,090 円であり、5 ページの歳入歳出差引残額 1,655 円となりました。

後期高齢者医療特別会計の概要でございますが、保険利用などにより集めた後期高齢者医療の保険料を福島県後期高齢者医療広域連合に納めるような目的となっているよ

うな内容でございます。

詳細は事項別明細書により行いますので、2 ページをお開きください。

歳入です。説明は、前例にならい収入済額で説明させていただきます。

1 款、後期高齢者医療保険料 1 億 3,999 万 2,000 円、対前年比 788 万 4,800 円、5.9% の増。調定に対する収納率は 99.87% となっております。

2 款、使用料及び手数料はありませんでした。

3 款、繰入金 5,035 万 2,690 円、対前年比 94 万 3,621 円、1.9% の増でございます。

4 款、繰越金 121 万 9,882 円、対前年比 100 万 8,547 円の増。

5 款、諸収入 7 万 1,173 円、対前年比 24 万 9,374 円の減。

3 ページをお開きください。歳入合計です。一番下の段になります。

当初予算額 1 億 9,557 万 8,000 円、補正予算額 119 万 2,000 円の減。予算の額の計が 1 億 9,438 万 6,000 円、調定額 1 億 9,181 万 2,645 円、収入済額 1 億 9,163 万 5,745 円、収入額の対前年度比 958 万 7,594 円、5.2% 増です。収入未済額 17 万 6,900 円でございます。

次に歳出でございます。6 ページをお開きください。

1 款、総務費 89 万 9,457 円、対前年比 19 万 5,617 円、27.7% 増でございます。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 9,029 万 6,733 円、対前年比 1,017 万 9,804 円、5.6% 増。

3 款、諸支出金 43 万 7,900 円は保険料還付金でございます。

4 款、予備費については、ありませんでした。

7 ページをお開きください。

以上、歳出合計、当初予算額 1 億 9,557 万 8,000 円、補正予算額 119 万 2,000 円の減、予算額計 1 億 9,438 万 6,000 円、支出済額 1 億 9,163 万 4,090 円で、対前年比 1,080 万 5,821 円、5.9% 増で、不用額は 275 万 1,910 円でございます。

9 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億 9,163 万 5 千円、歳出総額 1 億 9,163 万 4 千円、歳入歳出差引額 1 千円、実質収支額 1 千円であります。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 61 号から議案第 64 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

それでは、議案第 61 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項、負担金から 9 款 1 項、財産運用収入まで、歳入合計は、予算現額 6 億 2,869 万 3 千円、調定額 6 億 2,785 万 7,193 円に対しまして、収入済額 5 億 3,797 万 1,119 円、収入未済額 8,973 万 7,794 円となっております。なお不納欠損額 14 万 8,280 円については、債権消滅によるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開きください。

1 款 1 項、下水道総務費から 3 款 1 項、予備費まで、歳出合計は、予算現額 6 億 2,869 万 3 千円に対しまして、支出済額 5 億 3,797 万 1,119 円、翌年度繰越額 8,636 万 8 千円となりました。

5 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は 0 円であります。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきますので、事項別明細書の 1、2 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目、負担金の 1 節、現年度分は、調定額 1,904 万 7,130 円に対しまして、収入済額 1,895 万 5,890 円であり、9 万 1,240 円が収入未済額となりました。

2 節、滞納繰越分は、調定額 341 万 370 円に対しまして、収入済額 99 万 8,570 円であり、227 万 5,600 円が収入未済額となりました。

次に、2 款 1 項 1 目、使用料の 1 節、現年度分は、調定額 7,322 万 5,367 円に対しまして、収入済額 7,281 万 6,204 円であり、40 万 9,163 円が収入未済額となりました。

2 節、滞納繰越分は、調定額 97 万 3,960 円に対しまして、収入済額 36 万 8,089 円であり、59 万 3,791 円が収入未済額となりました。なお、不納欠損額 1 万 2,080 円については債権消滅によるものであります。

次に、2 款 2 項 1 目の 1 節、手数料は、20 件分の指定業者登録手数料であり、調定額・収入済額ともに 20 万円となりました。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節、都市計画費補助金は、調定額 1 億 7,514 万円に対しまして、収入済額 1 億 4,040 万円となり、収入未済額の 3,474 万円は、翌年度へ明許繰越するものであります。

次に、4 款 1 項 1 目の 1 節、都市計画費補助金は、調定額、収入済額ともに 305 万 6 千円であります。

次に、5 款 1 項 1 目の 1 節、一般会計繰入金は、調定額 9,507 万 72 円に対しまして、収入済額 8,984 万 2,072 円となり、収入未済額の 522 万 8 千円は、翌年度へ明許繰越するものであります。

3、4 ページをお開きください。

6 款 1 項 2 目の 1 節、加算金は、調定額、収入済額ともに 1,000 円であります。

6 款 2 項 1 目の 1 節、預金利子は、調定額、収入済額ともに 300 円であります。

3 項 1 目の 1 節、雑入は、調定額、収入済額ともに 743 万 540 円であり、上下水道工事同時施工に係る水道工事負担金 686 万 9,400 円及び下水道汚泥の放射性物質検査費に係る原子力損害賠償金 55 万 8,360 円が主なものであります。

次に、7 款 1 項 1 目の 1 節、公共下水道事業債は、調定額 2 億 3,030 万円に対しまして、収入済額 1 億 8,390 万円であり、公共下水道整備事業債として 1 億 6,390 万円、資本費平準化債として 2 千万円となり、収入未済額の 4,640 万円は、翌年度へ明許繰越するものであります。

次に、8 款 1 項 1 目の 1 節、繰越金は、調定額、収入済額ともに 58 万 3 千円であり、前年度からの明許繰越金であります。

次に、9 款 1 項 1 目の 1 節、土地建物貸付料は調定額、収入済額ともに 4,195 円であり、下水道工事に伴う請負業者の坂下中央浄化センター敷地使用料であります。

次に、歳出についてご説明いたします。5、6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 334 万 9,389 円のうち主なものは、12 節、委託料の企業会計導入検討業務委託 319 万円であります。

次に、1 款 2 項 1 目、維持管理費につきましては、坂下西・坂下東・坂下中央の各浄化センターの維持管理経費であります。

10 節、需用費の 850 万 9,876 円は、各浄化センターの光熱水費 837 万 1,661 円が主なものであります。

11 節、役務費の 40 万 3,597 円は、維持管理に係る電話料並びに火災保険料が主なものであります。

12 節、委託料 4,749 万 7,416 円の主なものは、各浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理費及び放射線核種測定委託料など 4,603 万 385 円並びに上水道への使用料徴収収納事務委託費 146 万 7,031 円であります。

14 節、工事請負費 684 万 2,825 円は、坂下西浄化センター高圧受変電設備更新工事外 7 件の工事請負費であります。

7、8 ページをお開きください。

次に、1 款 3 項 1 目、建設費につきましてご説明申し上げます。

2 節、給料から 4 節、共済費まで職員 2 名分の人件費であります。

7 節、報償費 67 万 4 千円は、40 名分の受益者負担金前納報奨金であります。

9、10 ページをお開きください。

12 節、委託料 6,289 万 2,500 円は、公共下水道坂下中央処理区管渠設計積算業務委託外 8 件の測量設計費であります。

13 節、使用料及び賃借料 63 万 8,463 円は、下水道設備積算システムに係る電子計算機器の賃借料であります。

14 節、工事請負費 2 億 5,175 万 7,800 円は、坂下西・坂下東・坂下中央処理区内の管渠埋設工事 13 件の工事請負費であります。なお、翌年度へ繰越明許とした 7,488 万円は、工法変更及び工程調整による、坂下中央処理区内 2 件の管渠埋設工事費であります。

21 節、補償補填及び賠償金 887 万 5,305 円は、下水道管渠埋設工事に伴う水道管布設替工事に対する補償費が主なものであります。

次に、2 款 1 項、公債費、1 目、元金及び 2 目、利子の 1 億 2,834 万 7,969 円につきましては、下水道事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は 5 億 3,797 万 1,119 円であります。

11 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出の総額は、それぞれ 5 億 3,797 万 1 千円となり、歳入歳出差引額は 0 円であります。

12 ページは財産に関する調書を、13 ページは地方債明細書を、14 ページには令和 2 年度における主要事業をそれぞれ記載してございます。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 62 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項、国庫補助金から 6 款 1 項、町債まで、歳入合計の予算現額 3 億 1,034 万 3 千円、調定額 3 億 984 万 1,048 円に対しまして、収入済額は 2 億 9,086 万 1,048 円となり、収入未済額は 1,898 万円となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開きください。

1 款 1 項、坂下東第一地区事業費から 2 款 1 項、公債費まで、歳出合計の予算現額 3 億 1,034 万 3 千円に対しまして、支出済額は 2 億 9,086 万 1,048 円で、翌年度繰越額が 1,898 万円となりました。

5 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は 0 円となっております。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきますので、事項別明細書の 1、2 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目の 1 節、都市計画費補助金は、調定額 1 億 1,085 万 7 千円に対しまして、収入済額が 1 億 110 万 7 千円で、収入未済額の 975 万円は翌年度明許繰越分であります。

次に、2 款 1 項 1 目の 1 節、不動産売払収入は、調定額、収入済額ともに 938 万 4 千円であります。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節、一般会計繰入金は、調定額 9,465 万 401 円に対しまして、収入済額が 9,422 万 401 円で、収入未済額の 43 万円は翌年度明許繰越分であります。

次に、4 款 1 項 1 目の 1 節、繰越金は、調定額、収入額ともに 392 万 7 千円であります。

次に、5 款 1 項 1 目の 1 節、預金利子は、調定額、収入済額ともに 242 円であります。

次に、5 款 2 項 1 目の 1 節、雑入は、調定額、収入済額ともに 2 万 2,405 円であり、区画整理区域内町管理地の使用や電柱設置などに係る行政財産使用料及び仮換地証明などに係る証明手数料であります。

次に、6 款 1 項 1 目の 1 節、都市計画事業債は、調定額 9,100 万円に対しまして、収入済額が 8,220 万円で、収入未済額の 880 万円は翌年度明許繰越分であります。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、坂下東第一地区事業費の 1 節、報酬は、土地区画整理審議会並びに土地区画整理評価委員会の開催に伴う委員報酬であります。新型コロナウイルス感染症予防対策のため、書面開催となりましたので支出はございませんでした。

2 節、給料から 4 節、共済費までは、職員 1 名分の人件費であります。

10 節、需用費 4 万 5,416 円は、土地区画整理事業に係る事務用品であります。

12 節、委託料 1,245 万 5,562 円は、建物等調査算定業務委託及び画地確定測設業務委託が主なものであります。なお、国の 3 次補正に伴う 1,898 万円を建物等調査算定業務委託分として翌年度明許繰越といたしました。

14 節、工事請負費 3,060 万 4,900 円は、都市計画道路坂下羽林線の道路築造工事及び区画道路等築造工事に要した費用であります。

18 節、負担金補助及び交付金 796 万 6,846 円は、水道事業における水道管布設工事並びに企業債元利償還に係る負担金であります。

21 節、補償補填及び賠償金 1 億 5,377 万 2,929 円は、建築物 1 戸 6 棟及び工作物、動産、電力・電話柱等の移転補償が主なものであります。

次に、2 款 1 項、公債費、1 目、元金及び 2 目、利子の 8,002 万 7,068 円は、都市計画事業債の償還元金及び償還利子であります。

5、6 ページをお開きください。

以上、歳出合計の支出済額は、2 億 9,086 万 1,048 円で、翌年度繰越額が 1,898 万円であります。

7 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出の総額は、それぞれ 2 億 9,086 万 1 千円となり、歳入歳出差引額は 0 円であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 63 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項、分担金から 4 款 3 項、雑入まで、歳入合計、予算現額 7,090 万 8 千円、調定額 6,884 万 6,530 円に対しまして、収入済額は 6,827 万 5,009 円となり、収入未済額は 57 万 1,521 円になっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開きください。

1 款 1 項、農業集落排水総務費から 3 款 1 項、予備費まで、歳出合計、予算現額 7,090 万 8 千円に対しまして、支出済額 6,827 万 5,009 円となっております。

5 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は 0 円であります。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきますので、事項別明細書の 1、2 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目、農林水産業費分担金の 2 節、滞納繰越分は、調定額 38 万 3,990 円に対しまして、収入済額は 5 万 7,990 円となり、収入未済額が 32 万 6 千円となりました。

次に、2 款 1 項 1 目、使用料の 1 節、現年度分は、調定額 1,693 万 6,038 円に対しまして、収入済額は 1,687 万 3,245 円となり、収入未済額が 6 万 2,793 円となりました。2 節、滞納繰越分は、調定額 39 万 7,140 円に対しまして、収入済額は 21 万 4,412 円となり、収入未済額が 18 万 2,728 円となりました。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節、一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに 4,659 万 3,269 円であります。

次に、4 款 2 項 1 目の 1 節、預金利子は、調定額、収入済額ともに 93 円であります。

3 項 1 目の 1 節、雑入は、下水道汚泥の放射線物質検査費に係る原子力損害賠償金で、調定額、収入済額ともに 11 万 8,800 円であります。

2 節、消費税還付金は、過去 5 年間分の消費税及び地方消費税の更正の請求に対する還付金で、調定額、収入済額ともに 441 万 7,200 円であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、10 節、需用費から 26 節、公課費まで、143 万 6,400 円であり、27 節、公課費の消費税及び地方消費税 141 万 6,400 円が主なものであります。

1 款 2 項 1 目、維持管理費 2,413 万 4,953 円は、窪倉・合川・陣が峯城・長井の各浄化センターの維持管理経費であります。主なものについてご説明申し上げます。

2 節、給料から 4 節、共済費までは、職員 1 名分の人件費であります。

10 節、需用費 321 万 2,311 円は、各浄化センターの光熱水費 297 万 6,576 円が主なものであります。

5、6 ページをお開きください。

11 節、役務費 28 万 4,093 円は、維持管理に係る電話料並びに火災保険料などが主なものであります。

12 節、委託料 880 万 9,762 円は、各浄化センターの維持管理費 597 万 800 円、及び汚泥引抜運搬費 173 万 3,160 円が主なものであります。

13 節、使用料及び賃借料 22 万 1,760 円は、公用車のリース料金であります。

14 節、工事請負費 74 万 9,650 円は、陣が峯浄化センターのスクリーン脱水ベルト交換工事外 2 件の工事請負費であります。

18 節、負担金補助及び交付金 552 万円は、真木・津尻処理区の維持管理に係る喜多市への負担金であります。

2 款 1 項、公債費、1 目、元金及び 2 目、利子の 4,270 万 3,656 円につきましては、下水道債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は 6,827 万 5,009 円であります。

7 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出の総額はそれぞれ 6,827 万 5 千円となり、歳入歳出差引額は 0 円であります。

8 ページは財産に関する調書を、9 ページは地方債明細書を、それぞれ記載しております。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 64 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

それでは、令和 2 年度水道事業会計決算書の 1、2 ページをお開きください。決算報告書であります。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入では、2 ページにありますとおり、第 1 款、水道事業収益は、税込額 5 億 3,134 万 8,833 円となり、支出では、第 1 款、水道事業費用の税込額 4 億 7,738 万 8,946 円となりました。

次に、3 ページをお開きください。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入では、4 ページにありますとおり、第 1 款、資本的収入の税込額 2,450 万 8,700 円に対し、支出では、第 1 款、資本的支出の税込額 1 億 6,220 万 9,857 円となりました。差引その不足額 1 億 3,770 万 1,157 円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 877 万 5,490 円、過年度分損益勘定留保資金 9,423 万 1,667 円及び建設改良積立金 3,469 万 4 千円で補填いたしました。

次に、5 ページをお開きください。損益計算書であります。

本年度の収益は、税抜額で 1 営業収益が 3 億 9,034 万 6,782 円、これに対し、2 営業費用は、4 億 2,076 万 60 円で、差引営業損失が 3,041 万 3,278 円となりました。これは、固定資産の減価償却の増及び除却を計上したことによるものであります。

3 営業外収益 1 億 260 万 2,692 円、4 営業外費用 2,039 万 8,160 円で、差引営業外利益が 8,220 万 4,532 円となりました。これに、5 特別利益と 6 特別損失の差、19 万 8,625 円を差し引いて、当年度純利益は、5,159 万 2,629 円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金 1 億 8,032 万 9,660 円及びその他未処分利益剰余金変動額 3,469 万 4 千円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2 億 6,661 万 6,289 円となったところです。

次に、6、7 ページをお開きください。剰余金計算書についてご説明を申し上げます。

6 ページの資本金ですが、前年度末残高からの増減はなく、繰越資本金合計は 16 億

3,569万860円となるところであります。

次に、資本剰余金であります。当年度の増減はありませんでしたので、繰越資本剰余金合計は、8,530万1,485円となるところであります。

次に、7ページの利益剰余金であります。当年度末残高としまして、減債積立金1,100万円、建設改良積立金3,595万1,193円、繰越利益剰余金、前年度末残高1億8,032万9,660円に、その他未処分利益剰余金変動額3,469万4千円と当年度純利益5,159万2,629円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2億6,661万6,289円となり、5ページの損益計算書と一致するところであります。

次に、剰余金処分計算書についてであります。当年度は処分を行わず2億6,661万6,289円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

次に、8ページの貸借対照表についてご説明申し上げます。

資産の部で、1固定資産、合計27億2,173万6,814円、2流動資産、合計7億8,198万9,439円となり、資産合計は35億372万6,253円となるところであります。

9ページをお開きください。

次に、負債の部で、3固定負債、合計3億6,580万1,833円、4流動負債、合計1億616万3,507円、5繰延勘定、合計9億9,720万1,086円となり、負債合計は、14億6,916万6,426円となるところであります。

次に、資本の部で、6資本金、合計16億3,569万860円、7剰余金、合計3億1,356万7,482円で、資本合計は、20億3,455万9,827円となり、負債資本合計は、35億372万6,253円で8ページの資産合計と一致するところであります。

10ページから24ページまでは決算附属書類であります。

10ページをお開きください。

令和2年度会津坂下町水道事業報告書についてご説明申し上げます。

(1)総括事項のイ建設改良事業では、坂下浄水場屋根の葺き替え工事を実施しました。ほかに、中央配水場屋根の防水工事並びに同配水場の配水池水位調整弁の更新工事を実施しました。

また、公共下水道管渠工事に伴い、配水管布設替工事を町道北裏通り線で8.90m、同じく町道北裏通り線その2として131.01m、町道茶屋町緑町線で191.08mを実施し、布設工事として、町道定林寺裏通り線95.4m、街区道路6-33号線ほか19.65mを実施いたしました。

次に、ロの給水の状況についてご説明申し上げます。

本年度末における給水人口は、1万4,522人であり、前年度末に比べ340人減少し、給水戸数も5,591戸と前年度末に比べ51戸減少し、水道普及率は、94.68%となりました。

年間総配水量は、185万2,794 m^3 であり、前年度に比べ5万4,979 m^3 減少し、1日当たりの平均配水量も、136 m^3 減少の5,076 m^3 となりました。年間有収水量は、141万2,580 m^3 であり、前年度に比べ1,303 m^3 減少し、有収率は、前年度に比べ2.13ポイント増加し、76.24%となりました。

続いて、ハの財政の状況についてご説明申し上げます。

収益的収入では、営業収益と営業外収益を合わせた総収益が4億9,300万6,669円となり、前年度に比べて4,335万4,133円の増となりました。収益的支出では、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせた総費用が4億4,141万4,040円となり、前年度と比べて506万5,646円の増となりました。

この結果、損益は5,159万2,629円の純利益となりました。

次に、資本的収支では、収入が2,450万8,700円、支出が1億6,220万9,857円となり、不足する額1億3,770万1,157円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額877万5,490円、過年度分損益勘定留保資金9,423万1,667円及び建設改良積立金3,469万4千円で補てんしたところであります。

なお、今後も引き続き、適切な計理に努めるとともに、経費の節減を図るなどし、経営体質の強化を図ってまいります。

11ページをお開きください。

議会議決事項、職員に関する事項は、記載のとおりであります。

12ページをお開きください。

建設工事の概況、修繕工事の概況及び施設整備工事の概況は、記載のとおりであります。

次に、13ページをお開きください。

イの業務量であります。年度末給水人口は、1万4,522人、年度末給水戸数は、5,591戸となりました。また、年間総配水量は、185万2,794 m³、年間総有収水量は、141万2,580 m³となり、有収率は76.24%となったところであります。

次に、14ページの表については、月別配水量・有収水量調で、記載のとおりであります。

次に、15ページをお開きください。

(2) 事業収入 (3) 事業費に関する事項であります。税抜き事業収入合計4億9,300万6,669円、税抜き事業費合計4億4,141万4,040円となるところであります。なお、対前年度比較については記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

4会計の(1)重要契約の要旨、(2)企業債及び一時借入金の概況、(3)地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率の状況につきましては記載のとおりであります。

次に、17ページをお開きください。

量水器取替工事等の事項につきましては、記載のとおりであります。

次に、18ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書です。キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金の増加額は、3,369万6,553円となり、資金期末残高は、7億4,462万6,959円となりました。

次に、19ページをお開きください。収益費用明細書であります。

19 ページの (1) 収益勘定 (収益)、(2) 収益勘定 (費用) から 21 ページの (3) 収益勘定 (収入)、(4) 収益勘定 (支出) につきましては、各款項目節ごとに税抜き額を計上したものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、22、23 ページをお開きください。固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 (3) 投資の年度当初現在高総合計 72 億 1,730 万 9,673 円、当年度の増減分を差引いた年度末現在高総合計は、72 億 6,557 万 9,571 円となり、減価償却累計額総合計 45 億 4,384 万 2,757 円を差引きますと、年度末償却未済高総合計は、27 億 2,173 万 6,814 円となるところであります。

なお、有形固定資産当年度増加額の 9,942 万 2,115 円の主なものは、各町道の配水管布設工事及び布設替工事や、上水道テレメーター装置更新工事等によるものであります。

24 ページをお開きください。企業債明細書であります。

地方債の残高は、4 億 2,619 万 6,100 円となりました。

25 ページをお開きください。

25 ページからは、参考資料であります。内容は、記載のとおりとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長 (水野孝一君)

休憩のため休議といたします。

(午後 4 時 19 分)

再開を 4 時 30 分といたします。

(休議)

◎議長 (水野孝一君)

再開いたします。

(午後 4 時 30 分)

お諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合により、延長したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に、議案第 65 号について説明願います。

◎政策財務課長 (佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、議案第 65 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に 1 億 6,701 万 6 千円を追加し、予算の総額を 78 億 4,090 万 4 千円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるとするものです。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」によるとするものです。

補正予算の主なものは、普通交付税や臨時財政対策債、通学路安全点検に伴う道路安全施設の整備や町道改修、飼料用米に助成する稲作等経営体支援事業、また会津坂下町生活支援事業の変更や新型コロナウイルス感染症ワクチン接種延長に伴う補正であります。

1 ページをご覧ください。

「第 1 表歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。

「第 2 表地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正は変更が 4 件であります。

1 件目は火葬炉補修工事の請差により会津西部斎苑整備事業を 230 万円減額し 290 万円といたします。

2 件目は道路改良事業の増額により町道改良整備事業を 430 万円増額し 2,300 万円といたします。

3 件目は河川土砂撤去事業の増額により緊急浚渫推進事業を 1,150 万円増額し 1,800 万円といたします。

4 件目は普通交付税額の確定に伴います臨時財政対策債発行可能額確定により、臨時財政対策債を 4,833 万 3 千円減額し 2 億 3,977 万 7 千円とするものでございます。

次に、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ総括の歳入につきましては、1 款、町税から 21 款、町債まで補正前の額 76 億 7,388 万 8 千円、補正額 1 億 6,701 万 6 千円の増、補正後の額 78 億 4,090 万 4 千円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款、議会費から 13 款、予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額になります。

財源内訳につきましては、国県支出金が 2,402 万 8 千円の増、地方債が 1,350 万円の増、その他特定財源が 7,523 万 6 千円の増、一般財源が 5,425 万 2 千円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2 歳入の詳細についてご説明申し上げます。

1 款 2 項 1 目、町税の固定資産税補正額 3,000 万円の増は、コロナ特例減免額が確定

したことによるもので、減免は 56 の中小事業者に適用されました。制度の内容は、令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 ヶ月間の収入の合計額が、前年の同期間と比較し 30%から 50%減少で 2 分の 1 へ減免、50%以上減少で全額減免となるものでございます。

10 款 1 項 1 目、地方交付税補正額 6,263 万 4 千円の増は、普通交付税が 28 億 6,629 万円に確定したことから、差額を計上したものでございます。地域デジタル社会推進費の新設や、令和 2 年度人口を加味したことによる人口急減の補正係数の増による地域振興費の増加により、基準財政需要額が増加したことから、前年度比で 1 億 896 万 3 千円の増となったものでございます。

14 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金補正額 22 万円の増は、介護保険の本算定により低所得者保険料軽減に該当する方が増え、国庫負担分が増額となったものでございます。なお、負担率は 2 分の 1 であります。

4 ページをご覧ください。

2 項 1 目、総務費国庫補助金補正額 180 万 5 千円の増は、今年度分の社会保障・税番号制度補助金の変更額通知がり、当初予算との差額を計上したものであります。なお、補助率は 10 分 10 であります。

2 目、民生費国庫補助金補正額 70 万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策のため、保育対策総合支援事業の補助金で、保育所分が 25 万円の増と、小規模保育施設が 1 施設 15 万円で 45 万円の増となります。補助率は 2 分の 1 となります。

3 目、衛生費国庫補助金補正額 1,272 万 8 千円の増は、2 節は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、接種が 11 月末まで延長されたことによる 1,110 万 2 千円の追加交付となったものでございます。3 節は地方創生臨時交付金の追加交付が示されたもので 162 万 6 千円となります。なお、どちらも補助率は 10 分 10 となります。

15 款 1 項 2 目、民生費県負担金補正額 11 万円の増は、介護保険の本算定により低所得者保険料軽減に該当する方が増え、県負担分が増額となったものであります。なお、負担率は 4 分の 1 となります。

5 ページをご覧ください。

2 項 1 目、総務費県補助金補正額 500 万 1 千円の増は、1 節が土地利用規制対策費交付金の確定による増で、2 節が新過疎法における経過措置が適用され市町村生活交通対策事業運行費補助金の増で、補助率が 2 分の 1 から 3 分の 2 に戻ったものです。

3 目、衛生費県補助金補正額 57 万 2 千円の増は、非破壊式放射能測定器の修繕に対し、自家消費野菜等放射能検査維持管理経費補助金が交付となるものであり、補助率は 10 分 10 です。

4 目、農林水産業費県補助金補正額 116 万 6 千円の増は、産地生産力強化総合対策事業補助金で、果樹農家が雨除け施設の整備を行うための補助金であります。

6 目、教育費県補助金補正額 52 万 2 千円の増は、1 節がフッ化物洗口事業費補助金の要件が新規施設のみとなったため 26 万円の全額減となります。2 節がふくしま旬の食材等活用推進事業補助金の交付決定による 78 万 5 千円の全額増であります。幼稚園も対

象となっております。

3 項 1 目、総務費県委託金補正額 120 万 4 千円の増は、うつくしま権限移譲交付金の確定による 116 万 2 千円の増と、ふくしま防災ガイド配布手数料の 4 万 2 千円の全額増によるものでございます。

6 ページをご覧ください。

17 款 1 項 1 目、一般寄附金補正額 50 万円の増は、道の駅湯川・会津坂下から、地域振興施設の整備のために寄附いただいたものであります。今回の補正予算において湯川・会津坂下地域振興施設整備基金に全額積み立てをいたします。

18 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金補正額 1,000 万円の増は、マルト建設様からの寄附の積立金を、小学校の机椅子や幼稚園保育所の遊具等の整備を行うため繰り入れるものでございます。

4 目、会津西部斎苑運営基金繰入金補正額 7,239 万 6 千円の増は会津西部斎苑運営基金を廃止し公共施設整備基金に積立てしたいとするものでございます。

5 目、土地開発基金繰入金補正額 25 万 7 千円の増は、会津坂下町土地開発基金を廃止し、公共施設整備基金に積み立てをしたいというものでございます。

7 ページをご覧ください。

2 項 1 目、介護保険特別会計繰入金補正額 12 万 4 千円は、令和 2 年度低所得者保険料軽減負担金が確定したことにより返還金を繰り入れするものでございます。

19 款 1 項 1 目、繰越金補正額 82 万円の増は、令和 2 年度決算の確定により繰越金が 3 億 7,082 万円となったことから、差額を計上するものであります。

20 款 4 項 5 目、雑入補正額 109 万円の増は、広域圏だより配布手数料が確定により 5 千円増、会津短大からの給食センター実習受け入れ謝礼で 1 万 5 千円増、土地開発公社解散に伴う分配金の確定で土地開発公社返還金 4 万円の増、高速道路橋剥落防止助成事業 103 万円増は、高速道路上を通る本名橋の点検に対するネクスコの補助金となります。

8 ページをご覧ください。

21 款、町債につきましては、第 2 表の地方債の補正により説明したとおりであり、変更が 4 件であります。これにより町債の総額は 3,483 万 3 千円減の 5 億 587 万 7 千円となります。町債総額は臨時財政対策債の 2 億 3,977 万 7 千円及び特例の事情であります厚生病院の建設負担金 9,310 万円を除き、1 億 7,300 万円となり、アクションプランで定めた起債上限額 2 億円以内であります。財政の健全化を早期に実現するため引き続き新規発行を抑制を図ってまいります。

9 ページをご覧ください。

3 歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目、議会費補正額 203 万 7 千円の減は、議会だよりの広報紙面電子化業務委託に請け差が生じたため減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目、一般管理費はうつくしま権限委譲交付金、広域圏だより配布手数料の充当により財源の内訳が、国県支出金 120 万 4 千円の増、その他 5 千円の増、一般財源 39 万 3 千円の減となります。

補正額 81 万 6 千円の増につきましては、3 節は、職員の扶養手当の該当による増。13 節は、町長車を新たにリースをしたいという賃借料となります。

2 目、文書広報費補正額 620 万 9 千円の減は、広報あいつばんげの広報紙面電子化業務委託で索引機能を仕様から削除した事による請け差が生じたため減額するものでございます。

5 目、財産管理費補正額 7,446 万 3 千円の増であります。11 節は、字逆水の町有地を売却するための仲介手数料を計上したものでございます。24 節は、公共施設整備基金 7,359 万 6 千円の増が、会津西部斎苑運営基金の廃止に伴います 7,239 万 7 千円全額の積立、土地開発基金の廃止に伴います 25 万 8 千円全額の積立、会津若松土地開発公社の解散に伴う出資金返還金 94 万 1 千円を積み立てをしたいというものでございます。湯川・会津坂下地域振興施設整備基金 50 万円は道の駅湯川・会津坂下からの寄附金を積み立てをしたいというものでございます。

10 ページをご覧ください。

6 目、企画費土地利用規制対策費交付金と、市町村生活交通対策事業運行費補助金の充当により、財源の内訳が、国県支出金が 500 万 1 千円の増、一般財源が 370 万 4 千円の減となります。

補正額 129 万 7 千円の増につきましては、14 節 113 万 9 千円の増は、旧片門小学校校舎裏の樹木が農作業の支障となっているため、樹木の伐採撤去工事費を計上したものでございます。18 節は、森と湖に親しむ旬間の中止による負担金の減であります。また上水道加入負担金は、テレワークセンターの上水道の口径変更による増であります。福島県過疎地域市町村協議会は、新過疎法で経過措置を受ける特定市町村になったことに伴う負担金の減であります。路線バス利用促進は、「道の駅あいつ」で使える 100 円割引券を路線バスに設置して「道の駅あいつ」と路線バス両方の利活用を促進を図るもので、割引分全額を負担するものでございます。

7 目、交通安全対策費補正額 113 万 4 千円の増は、10 節 24 万 4 千円は、各行政区や交通安全協会からの要望による啓発のぼり旗 160 本と、一時停止の看板 10 枚を整備するものであります。14 節の 89 万円は区長会の要望によります老朽化した道路反射鏡の再設置費を計上したものであります。

8 目、電算管理費補正額 39 万 8 千円の増は、テレワークセンターのスイッチングハブと Wi-Fi ルータを整備するものでございます。

11 ページをご覧ください。

3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費補正額 180 万 5 千円の増は、地方公共団体情報システム機構負担金の増で、今年度分の社会保障・税番号制度補助金の額の通知があり歳入と同額を計上したものであります。

4 項 4 目、会津坂下町長選挙費補正額 1,037 万 2 千円の減につきましては、町長選挙が無投票だったため、全額減額したものでございます。

13 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費は国県の介護保険低所得者保険料軽減負担金と介護保

険特別会計繰入金の充当により財源の内訳が国県支出金 33 万円の増、その他 9 万 3 千円の増、一般財源 3,052 万 7 千円の増となったものでございます。

補正額 3,095 万円の増につきましては、18 節 3,036 万 8 千円の増につきましては、後期高齢者医療療養給付費の概算納付額が確定したことにより、当初予算との差額を計上したものであります。22 節 9 万 3 千円の増につきましては、介護保険の令和 2 年度低所得者保険料軽減負担金が確定したことにより、国県負担金分を返還するものであります。

14 ページをご覧ください。

27 節 48 万 9 千円の増は、介護給付費繰出が、介護予防住宅改修の需要によるもので、低所得者保険料軽減繰出は算定により内示額が示されたことによる増でございます。

2 目、障がい者福祉費補正額 681 万 6 千円の増は、令和 2 年度の障害者医療費負担金、障がい者自立支援給付費負担金、障害児入所費等負担金の確定により返還金を計上したものでございます。

2 項 1 目、児童福祉総務費補正額 1 万 6 千円の増は、健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会の開催回数増による報酬の増であります。

4 目、児童福祉施設費補正額 1,134 万 2 千円の増は、10 節 1,077 万 4 千円の増につきましては、保育所の消雪管用バルブの修繕 20 万 4 千円と空調修繕工事 407 万円、また床修繕工事 650 万円を行うものでございます。12 節 5 万 3 千円は保育所の屋外プールの処分を行うものでございます。17 節 51 万 5 千円はマルト建設からの寄附を活用し子どもの食事用テーブル 20 卓を購入するものでございます。

15 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費補正額 15 万円は職員の扶養手当の増であります。

3 目、環境衛生費補正額 57 万 2 千円の増は、非破壊式放射能測定器の修繕を行うものであります。

4 目、斎苑管理運営費は起債の減により、財源の内訳が、地方債 230 万円の減、一般財源 41 万 7 千円の減となります。補正額 271 万 5 千円の減は、火葬炉等補修工事の不用額を減額しております。

5 目、新型コロナウイルス感染症対策費は保育対策総合支援事業補助金 70 万円と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1,110 万 2 千円、また地方創生臨時交付金 162 万 6 千円の充当により、財源の内訳が、国県支出金 1,342 万 8 千円の増、一般財源 759 万 9 千円の増となります。

補正額の 2,102 万 7 千円の増は 2 節から 4 節はワクチン接種の 11 月までの期間延長による会計年度任用職員の人件費と、職員の時間外手当となります。7 節もワクチン接種の期間延長によります医療機関へのワクチン管理協力金となります。10 節は会津坂下町生活支援事業の事業費の執行により事務用品 2 万 9 千円の減、衛生用品 360 万円の減、ワクチン接種の延長によるワクチン冷蔵庫電気料 1 万 2 千円の増となります。

16 ページをご覧ください。

11 節はワクチン接種期間延長による郵便料、通信料、ワクチン配送料、国保連審査支払手数料となります。12 節は、会津坂下町生活支援事業の執行により、小学校のエアコ

ン設置設計監理の減、ワクチン接種期間延長による医療用産廃処分料 6 万 3 千円の増、生活支援事業の執行により、学生支援事業 45 万 3 千円の減、ワクチン接種期間延長によるコールセンター運営 529 万 9 千円の増となります。14 節は、会津坂下町生活支援事業の執行により、小学校のエアコン設置工事と、保育所の網戸設置工事で 120 万 2 千円の減、テレワークセンター外構工事 1,700 万円の増であります。17 節は、会津坂下町生活支援事業の事業内容変更により、各コミュニティセンター机椅子を追加で整備するもので、机で 50 万円、椅子で 23 万円の増、保育所のパーテーション導入による 88 万 5 千円増、中央公民館のサーモグラフィ等導入の終了による保健体育計器 40 万 7 千円の減、小学校の空気清浄機導入完了による電気機器 4 万 9 千円の減、図書消毒機器の単価増による 3 万 4 千円の増となります。

17 ページをご覧ください。

18 節につきましては、ワクチン接種の期間延長による、両沼地区医療機関コロナワクチン接種体制確保負担金 192 万 2 千円の増、民間保育施設の感染症対策への保育環境改善等事業補助金 90 万円の増、会津坂下町生活支援事業の事業内容変更及び執行により、空気清浄機設置事業 70 万円の減、新型コロナウイルス対策信用保証料補助金 200 万円の減、サーモグラフィ導入補助金 30 万円の減、学生就学継続給付金 60 万円の減となったものでございます。

6 款 1 項 3 目、農業振興費は産地生産力強化総合対策事業補助金の充当により、財源の内訳が、国県支出金 116 万 6 千円の増、一般財源 370 万円の増となります。補正額 486 万 6 千円の増は、鳥獣被害の拡大による有害鳥獣侵入防止柵等購入補助金の申請者が増えたため 50 万円の増、ブドウ農家の雨除け施設整備を行う生産力強化支援事業 116 万 6 千円の全額増、また、稲作等経営体支援事業 320 万円の全額増となります。この事業は、新型コロナの影響による米価の下落が懸念されている中、農家所得の安定確保を図るため、飼料用米作付 10 a 当たり 2 千円を町が助成するものであります。

18 ページをご覧ください。

5 目、農地費高速道路橋剥落防止助成金の充当により財源内訳がその他 103 万円の増、一般財源 71 万円の減となります。補正額 32 万円の増は、農村無給水地区整備補助金の申請増によるものでございます。

7 款 1 項 5 目、温泉施設管理費補正額 74 万 6 千円の増は、県の緊急事態宣言を受け、糸桜里の湯ばんげが 5 月 17 日から 31 日まで臨時休館をした分の休業補償になります。

8 款 2 項 2 目、道路維持費補正額 872 万 6 千円の増は、10 節は、除雪機械等の修繕料 372 万 6 千円の増となります。14 節は道路修繕が 150 万円の増、通学路合同点検に伴います道路安全施設工事 280 万円の増、また改良工事費 60 万円の増となります。

19 ページをご覧ください。

17 節は、除雪車用ジャッキ等購入費でございます。

3 目、道路新設改良費は起債の充当により、財源の内訳が、地方債 430 万円の増、一般財源 90 万円の増となります。補正額 520 万円の増は、地区要望でもあります惣六線・蛭川東線・船杉勝大線・東原村前線の 4 路線の町道改修費を計上しました。

5 目、防雪サブセンター管理費補正額 10 万 3 千円の増は、サブセンターのボイラー修繕でございます。

3 項 2 目、河川維持費は財源の内訳が地方債 1,150 万円増、一般財源 150 万円の増となります。

補正額 1,300 万円の増は、有利な起債である緊急浚渫推進事業債を活用した勝負沢川・田沢川・宮田川・水無川・滝ノ川の 5 河川の河川土砂撤去工事 1,170 万円と、護岸が洗掘した田沢川の護岸整備 130 万円を計上したものであります。

20 ページをご覧ください。

8 款 4 項 4 目、下水道費補正額 471 万 4 千円の増は下水道事業特別会計への繰出金で、浄化センターの施設整備工事の増によるものでございます。

5 目、都市下水路費補正額 588 万 7 千円は、上町のゲート付近の立木伐採 8 万 7 千円と、新館のぬけど堀の測量設計委託 580 万円で、柳田地区の開発に対応した排水機能の改善を図るものであります。

7 目、街なみ環境整備事業費補正額 3 万 2 千円は、気多宮街なみ交流センターの浄化槽ブローアの修繕をするものでございます。

9 款 1 項 1 目、非常備消防費補正額 118 万 8 千円の減は、ポンプ操法大会と総合防災訓練の中止によるものと会津坂下支部への負担金の減等によるものでございます。

21 ページをご覧ください。

2 目、消防施設費補正額 19 万 8 千円の増は、ポンプ操法大会の中止によるホース購入 34 万 7 千円の減、県道赤留塔寺線配水管布設替工事に伴う消火栓工事が必要となったため負担金が 54 万 5 千円の増となったものでございます。

10 款 1 項 2 目、事務局費はフッ化物洗口事業費補助金が対象外となったことにより、財源の内訳が、国県支出金 26 万 3 千円の減、一般財源 41 万 9 千円の増となったものでございます。

補正額 15 万 6 千円の増につきましては、町教育委員会が町連 P と共催する中学生・保護者向けの子育て講演会の講師謝礼を計上したものであります。

2 項 1 目、小学校費学校管理費補正額 898 万 7 千円の増は、10 節、南小の南門扉が破損し危険なための修繕料として 10 万 7 千円と、東小学校の給食搬入口が落雪で危険なため簡易屋根掛け工事 42 万 8 千円を増額するものでございます。

22 ページをご覧ください。

17 節は、マルト建設様からの寄附を活用し小学校 5 年生、6 年生の机 246 台、椅子 246 脚、また 1 年から 4 年生の机のスペースを広げる天板拡張器具 442 個を整備するものでございます。

3 項 2 目、中学校費教育振興費の補正額 41 万 7 千円の増は、小中学校の校務支援サーバーのバックアップ用ハードディスク 1 台の増設と、小中学校の職員用ファイルサーバー 1 台の修繕費用であります。

4 項 1 目、幼稚園費補正額 174 万 1 千円の増につきましては、3 節は、会計年度任用職員が担任となり担任手当を計上したものでございます。

10 節、25 万 9 千円の増は南幼稚園の消雪ポンプの交換、配管修繕工事を行うものでございます。

23 ページをご覧ください。

17 節は、マルト建設様からの寄附を活用し、南・東幼稚園に、園児用の食事テーブル 22 台とマット、平均台、遊具等の運動用具 74 万 4 千円分を整備するものであります。

5 項 1 目、社会教育総務費補正額 98 万 3 千円の増は、文化振興に尽力されました「故古川利意」先生の功績を広く町民に伝えるため「利意せんせい感謝事業」を実施するものであります。10 節 33 万 5 千円は、作品用の額や展示の際の消耗品、またチラシ、ポスターの印刷代を計上したものであります。11 節 1 万円は、ポスター、チラシの郵送代を計上しました。12 節 7 万 3 千円は立看板設置、映像編集、DVD 作成の費用を計上したものです。13 節は駐車場として使用する高寺コミュニティセンターのグラウンドを整備する重機の賃借料で 16 万 5 千円と、展示用のパネル賃借料 40 万円であります。

24 ページをご覧ください。

6 項 2 目、学校給食費は、財源の内訳の補正で、ふくしま旬の食材等活用推進事業補助金と会津短大実習生受入れ謝礼の充当により、国県支出金 78 万 5 千円の増、その他 1 万 5 千円の増、一般財源 80 万円の減となります。

最後に、13 款 1 項 1 目、予備費補正額 1,732 万 3 千円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は 4,700 万円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 66 号から議案第 68 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第 66 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 70 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 431 万 6 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、令和 2 年度繰越金が増加したことによる補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き下さい。1 の総括です。まず、歳入です。

7 款、繰越金に 70 万 7 千円を追加し、歳入合計を 18 億 431 万 6 千円にするものです。

2 ページをお開きください。

歳出ですが、9 款、予備費に 70 万 7 千円を追加し、歳出合計を歳入と同額の 18 億 431 万 6 千円にするというものです。財源内訳は、一般財源が 70 万 7 千円の増です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、7 款 1 項 1 目その他の繰越金 70 万 7 千円増は、令和 2 年度繰越金が確定したことによるものです。

4 ページをお開き下さい。3 の歳出です。

9 款 1 項 1 目、予備費は、70 万 7 千円の増で、2,520 万 8 千円となります。

以上で補正予算の説明といたします。

続きまして、議案第 67 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,457 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 24 億 3,966 万 4 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入では、介護予防住宅改修費の補正に伴う負担金等の追加交付による補正、低所得者保険料軽減額確定による補正、社会保険診療報酬支払基金と県費給付費負担金の前年度分の追加交付と令和 2 年度繰越金の確定による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括、歳入です。

3 款、国庫支出金から 9 款、諸収入まで合計 6,457 万 2 千円を追加し、歳入合計を 24 億 3,966 万 4 千円にするものです。

2 ページは歳出です。2 款、保険給付費から 6 款、予備費まで、合計 6,457 万 2 千円を追加し歳出合計を歳入と同額の 24 億 3,966 万 4 千円にするものです。財源内訳は、県費支出金 15 万 6 千円の増、その他特定財源 10 万 5 千円の増、一般財源が 6,431 万 1 千円の増です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。2 の歳入です。

3 款 1 項 1 目、介護給付費負担金から 7 款 1 項 1 目、介護給付費繰入金までは、介護予防住宅改修費の補正に伴う国県等の負担割合により併せて 30 万 9 千円の増となります。

7 款 1 項 3 目、低所得者保険料軽減繰入金 44 万 1 千円の増は、本算定の結果、保険料の軽減対象者が当初見込みよりも 33 名増となったことによるものです。

8 款 1 項 1 目、繰越金 5,809 万 1 千円の増は、令和 2 年度繰越金が確定したことによ

るものです。

5 ページをお開きください。

9 款 3 項 4 目、雑入 573 万 1 千円の増は、令和 2 年度介護給付費交付金確定に伴う県費と令和 2 年度社会保険診療報酬支払基金地域支援事業費確定に伴う追加交付です。

6 ページをご覧ください。3 の歳出です。

2 款 2 項 4 目、介護予防住宅改修費 38 万 9 千円の増は当初見込みよりも利用が増となったことによるものです。

4 款 1 項 1 目、償還金 1,405 万 1 千円の増は、令和 2 年度事業費精算による国県支払基金への返還金です。

4 款 15 項 5 目、他会計繰出金 12 万 4 千円につきましては、令和 2 年度事業費精算による低所得者保険料軽減負担金の前年度の返還に伴う一般会計への繰り出しであります。

7 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目、予備費は、5,000 万 8 千円の増で 1 億 2,122 万円となります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 68 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 947 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,556 万 8 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う保険料の補正及び令和 2 年度繰越金が増加したことによるものです。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括、歳入です。

1 款、後期高齢者医療保険料及び 4 款、繰越金の合計 947 万円を減額し、歳入合計を 1 億 8,556 万 8 千円にするものです。

2 ページは歳出です。2 款、後期高齢者医療広域連合納付金から 947 万円を減額し、歳出合計を歳入と同額の 1 億 8,556 万 8 千円にするものです。財源内訳は、一般財源が 947 万円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療保険料 912 万 5 千円の減は、当初算定時よりも被保険者数が減となったことが要因です。

4 款 1 項 1 目、繰越金 34 万 5 千円の減は、令和 2 年度繰越金が増加したことによるものです。

4 ページをお開きください。3 の歳出です。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 947 万円の減は、本算定による保険料の変更により、広域連合納付金を減額するものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 69 号及び議案第 70 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第 69 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 415 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,484 万 7 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入においては土木費県補助金の減額を、歳出においては、坂下東浄化センター脱水ベルト更新等の追加及び人件費の増額分を計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の 1 ページをお開きください。

1 総括、歳入であります。

4 款、県支出金から 5 款、繰入金まで、補正額が 415 万 7 千円の増額補正であり、補正後の歳入合計は、5 億 4,484 万 7 千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款、下水道事業費でありまして、補正額が 415 万 7 千円の増額補正であり、補正後の歳出合計は、5 億 4,484 万 7 千円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源として国県支出金が 55 万 7 千円の減となり、一般財源においては 471 万 4 千円の増となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

4 款 1 項 1 目、土木費県補助金 55 万 7 千円の減は、福島県土木事業補助金の減によるものであります。

5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 471 万 4 千円の増は、歳入歳出における事業費の確定

によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 2 項 1 目、維持管理費は、404 万 4 千円の増であります。

10 節、需用費 50 万円の増は、各浄化センターにおける修繕箇所の増分であります。

14 節、工事請負費 354 万 4 千円の増は、坂下西・坂下東浄化センターの脱水ベルト交換の追加や汚泥引抜ポンプなどの諸経費の見直しにより増額するものであります。

1 款 3 項 1 目、建設費は、11 万 3 千円の増であります。

3 節、職員手当等 11 万 3 千円の増は、職員の扶養対象者の増によるものであります。

2 款 1 項 2 目、利子については、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 70 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

第 1 条、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款、水道事業費用では、既決予定額 4 億 7,465 万 6 千円に 429 万円を増額し、4 億 7,894 万 6 千円にしたいというものであります。

次に、第 3 条では、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4,620 万 2 千円の補てん財源を、過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,966 万 8 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,653 万 4 千円に改めるものであります。

第 1 款、資本的収入では、既決予定額 1 億 3,065 万 9 千円に 104 万 5 千円を増額し、1 億 3,170 万 4 千円にしたいというものであります。

第 1 款、資本的支出では、既決予定額 2 億 7,412 万 2 千円に 378 万 4 千円を増額し、2 億 7,790 万 6 千円にしたいというものであります。

今回の補正は、中央監視設備等保守点検委託費の請差分の減、減圧弁電動操作機修繕工事費等の増、また、県道赤留塔寺線配水管布設替工事に伴う消火栓移設工事に係る一般会計負担金の増、及び消火栓移設工事費の増、並びに中央監視室計装基盤改修工事費の増を計上したものであります。

1、2 ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、5 ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の 4,653 万 9,441 円に 703 万 1 千円増額し、5,357 万 441 円となり、資金期末残高は 6 億 6,154 万 2,035 円となります。

次に 4 ページにつきましては、予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出 1 款 1 項 2 目、配水及び給水費 429 万円の増は、17 節、委託料では、中央監視設備及び中村減圧場減圧弁保守点検委託費の請差分の減、令和 4 年 3 月末に処分期限を迎える旧水道施設電気工作物の P C B 含有調査委託費の増、20 節、修繕費では、中央監視装置定期交換部品代、48 節、工事請負費では、老朽化した旧西部水道勝方ポンプ場の解体撤去工事費、中村減圧場の減圧弁電動操作機の修繕工事費を計上したものであります。

6 ページをお開きください。

資本的収入 1 款 3 項 1 目、他会計負担金 104 万 5 千円の増は、県道赤留塔寺線配水管布設替工事に伴う消火栓移設工事費に係る一般会計からの負担金であります。

資本的支出 1 款 1 項 3 目、固定資産購入費の 273 万 9 千円の増については、中央監視室計装盤改修工事の機能増設によるものです。

1 款 1 項 4 目、消防施設費 104 万 5 千円の増については、県道赤留塔寺線配水管布設替工事に伴う消火栓移設工事費であります。

7 ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入 5 億 2,265 万 6 千円、収益的支出 4 億 7,894 万 6 千円、税込当期純利益 4,371 万円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,653 万 4 千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 5 千円を差し引き、税抜当期純利益は 2,717 万 1 千円となるところであります。

補てん財源の明細は、7 ページ下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

◎請願の常任委員会負託

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

本定例会において、去る 8 月 26 日の正午までに受理した「請願」は、お手元にその写しを配布しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

請願番号第 5 号、受理年月日、令和 3 年 8 月 25 日、件名、「国に対し『国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法を取り巻く議論を同並行で進め、活発な法論議を行うことを強く求める意見書』の提出を求める請願」、請願者住所氏名、福島県郡山市島 1-10-20、「美しい日本の憲法をつくる福島県民の会」共同代表、神道政

治連盟福島県本部長、安部匡俊。福島県河沼郡会津坂下町塔寺字松原 2908、河沼支部
会員、戸内英景。紹介議員、蓮沼文明。

請願番号第 6 号、受理年月日、令和 3 年 8 月 25 日、件名、「新型コロナ禍による米危
機の改善を求める請願(案)」請願者住所氏名、福島県喜多方市関柴町上高瀬字広面
681-34、会津農民運動連合会長、根本光一。紹介議員、小畑博司。

◎議長（水野孝一君）

はじめに、請願第 5 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

国に対し「国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法を取り巻
く議論を同時並行で進め、活発な憲法論議を行うことを強く求める意見書」の提出を求
める請願 についてご説明いたします。限られた時間の中でありますので、紹介議員と
してできるだけわかりやすく説明していきたいと思います。

日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律案が、先般、6 月 11 日、
第 204 回国会において、自民党、立憲民主党、公明党、日本維新の会、国民民主党など、
賛成多数により可決、成立し、本格的な憲法論議に向けて一歩前進した形となりました。

この法案は、今年 5 月 6 日の衆議院憲法審査会において、国民投票運動中の広告放送
やインターネット等を利用する方法による有料広告の制限等については、「この法律の
施行後 3 年を目途に検討を加え、必要な法制上の措置をその他の措置を講ずるものとす
る。」と附則に追加することで修正合意されたものであります。これについては、日弁
連の意見書においても指摘がなされており、国民投票の公平及び公正を確保するため速
やかなるさらなる法整備が求められております。

また、国民投票に関する議論は、憲法改正に要する手続きの具体化を図るものでもあ
り、憲法本体の議論と直結しているものと考えられます。

現行憲法をめぐっては様々な議論がありますが、地方自治体にも大きく影響するもの
であり、コロナ禍の中、国民の生命を守るためにも、その議論を加速化させ、可及的速
やかに一定の結論を出すことが求められていると考えられます。

法制後の趣旨は、これらについて活発な議論を行うとともに、主権者たる国民の理解
を得られるよう、全力で取り組むことを国に求めるものであります。

なにとぞ慎重なるご審議を賜り、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い
申し上げます。以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第 6 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願について、紹介議員として説明をいたします。

冒頭、この請願につきまして、(案)と書いてあることにつきましては、私が紹介議員として甚だチェックが足りなかったというふうに思いますし、普通の請願だと思っていただきたいと思います。

請願の趣旨であります、我が坂下町の基幹産業でもあります農業を取り巻く状況につきましては、先ほど来の町長のあいさつにもあったとおりであります。そんな農家を取り巻く情勢を踏まえまして、請願の趣旨を説明いたします。

そのような情勢を踏まえまして、一つとして、コロナ禍で生まれた過剰在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに、米価下落に歯止めをかけること。二つ目として、政府に買い上げた米を、コロナ禍などによる生活困窮者、学生などへの食料支援で活用すること。三つ目として、国内消費に必要な外国産米、いわゆるミニマムアクセス米の輸入を、国産米の需給状況に応じて数量調整を実施すること。

ぜひとも、同僚議員の皆様のご理解を賜りまして、採択していただき意見を提出していただきますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎決算特別委員会の設置

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 64 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件については、委員会条例第 5 条の規定により 13 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 64 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件については 13 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

1 番、目黒克博君、2 番、蓮沼文明君、3 番、物江政博君、4 番、赤城大地君、5 番、横山智代君、6 番、渡部正司君、7 番、小畑博司君、8 番、佐藤宗太君、9 番、山口享君、10 番、渡部順子君、11 番、五十嵐一夫君、13 番、青木美貴子君、14 番、水野孝一君。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり 13 人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました 13 人の方を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会は、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の下選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします

本日、本会議散会后、大会議室において決算特別委員会を開催し、下選の結果を議長まで報告願います。

下選に関する職務は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、11 番、五十嵐一夫君をお願いいたします。

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

9 月 3 日から 5 日までは休会であります。9 月 6 日は午前 10 時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は 8 月 26 日の正午に通告を締め切っており、議員 8 名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会　午後 5 時 33 分）

なお、直ちに議員のみによる決算特別委員会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。

◎議会事務局長（五十嵐隆裕君）

議会事務局より連絡いたします。

決算特別委員会終了後、全員協議会を開催いたします。執行部の皆さんはこちらのほうで待機をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 9 月 2 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員